

「広報あげお」は、毎月1日に発行。戸別配布でお届け
しています。配布のお問い合わせは、上尾市シルバー
人材センター ☎779-5525・☎776-1074まで。

笑顔きらめく
“ほっと”なまち あげお

あげお

広報
あげお

2021
令和3年

No.1044

3
月号

特集

あげおの桜 季節到来



～AR*で自宅にいながら、
新しい生活様式でお花見を～

※現実の世界に写真などを重ね合わせる技術



●今月の表紙

今月の表紙は、昨年撮影したゆりが丘公園の桜です。市内ではたくさんのお桜が咲き、春の訪れを感じさせてくれます。

今月の特集は、コロナ禍でもお楽しみいただけるように「あげおの桜季節到来～ARで自宅にいなながら、新しい生活様式でお花見を～」と題してスマートフォンでも市内の桜を見られるようにしました。

市の人口・世帯



(令和3年2月1日現在)

22万9,466人

男／11万3,784人

女／11万5,682人

※前月より51人減

10万3,792世帯

※前月より83世帯増

市役所の位置



北緯 35度58分38秒
東経139度35分37秒

市の面積



45.51km²

クイズ

アッピーを探そう!

右のアッピーが
登場するのは何ページ?



正解者の中から抽選で5人に粗品を差し上げます。

応募方法

はがきかメールにクイズの答え、「広報あげお」の感想、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、3月19日(金)まで(必着)に広報広聴課「クイズ アッピーを探そう!」係へ。

宛先／〒362-8501本町3-1-1
メールアドレス／s55000@city.ageo.lg.jp

発表日

賞品の発送をもって発表に代えさせていただきます。
正解は4月号のこのコーナーに掲載します。
前号の答えは「9」でした。

3 今月のイチ面

有害ごみ(危険物)の分別の徹底にご協力を

4 特集

あげおの桜 季節到来

～ARで自宅にいなながら、新しい生活様式でお花見を～

6 市政ニュース

文化センター・コミュニティセンター・イコス上尾のホールの抽選予約期間が変更／上尾市パートナーシップ宣誓制度を開始／県内初! 県営屋内50mプールを上尾市に!／大谷小学校前のスクールゾーン規制時間の追加他

14 市民のひろば

まちかど特派員だより「戸崎へ行こう!」／アッピーNET／スポットライト(川満ひとみさん)／読者の声／未来へすすく! わが家のアイドル／見て魅て! 私のミュージアム／小学校給食レシピ(チンゲンサイのおかか炒め)

17 シティ情報

市民体育館の臨時休館／埼玉アイスアリーナ春休み短期スケート教室／国民健康保険証用封筒の広告／国重要有形民俗文化財指定答申記念「上尾の摘田・畑作用具」パネル展他

25 図書館へようこそ

26 みんなあつまれ いっしょにあそぼ!

アッピーランド／こどもの城／もっこルーム／子育て拠点／イベントカレンダー

28 保健センター通信 一步ふみ出す健康づくり

なくそう! 望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～他／母子・成人・精神保健事業スケジュール／平日夜間・休日診療／今月の健康「手足口病」

30 4月の相談

31 Highlights 外国語情報コーナー

Information in English / Informação em português
Información en español / 内有中文咨询

32 3月7日(日)まで延長 緊急事態宣言発令中
発熱などの症状がある場合の受診方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本誌に掲載している催しなどは、中止・変更する場合があります。各催しの開催状況など不明な点は、問い合わせてください。また、各催しに参加する際は、マスクや手洗いなど新しい生活様式を徹底してください。

有害ごみ(危険物)の 分別の徹底にご協力を

西貝塚環境センター TEL 781-9141・FAX 781-9166



昨年10月13日、西貝塚環境センターで小型充電式電池が原因と考えられる火災事故が発生しました。今後、このような事故を起こさないためにも、改めて有害ごみ(危険物)の正しい捨て方について市民の皆さんにご理解いただき、分別の徹底にご協力をお願いします。家庭から出た有害ごみ(危険物)は、**下表**のとおり、分別して処分してください。

なお、事業所から発生した**下表**の有害ごみは産業廃棄物のため、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

【集積所で回収できない物】

小型充電式電池



上記のリサイクルマークがついている小型充電式電池は、回収協力店に置いてある**専用回収箱**または**市役所・各支所・出張所**に設置している**小型家電回収ボックス**に入れてください。回収協力店は(一社)JBRC(TEL 03-6403-5673、<https://www.jbrc.com/>)で確認してください。

小型充電式電池を取り外せない小型家電



本体ごと、**市役所・各支所・出張所**に設置している**小型家電回収ボックス**に入れてください。

乾電池(コイン電池を含む)



乾電池(電池の表面にC R、B Rの刻印があるコイン電池を含む)は、市の**公共施設・各地区の公民館**に設置している**専用回収箱**に入れてください。

ライター



市役所・各支所・出張所・消防署に設置している**専用回収箱**に入れてください。

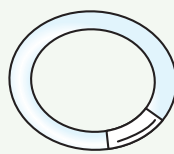
蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計

蛍光灯は市の**公共施設・各地区の公民館**に設置している**専用回収箱**に袋から出して入れてください。

水銀体温計・水銀血圧計は、蛍光灯の回収箱に「水銀計」と明記して、袋に入れて出してください。



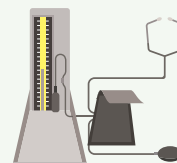
直管型



丸型(環型)



水銀体温計



水銀血圧計

【集積所へ出す際に注意が必要な物】

スプレー缶・カセットボンベ



スプレー缶・カセットボンベ

飲料缶・スプレー缶の回収日に、集積所に出してください。その際は、必ずガス(中身)を使い切り、飲料缶とは別の透明な袋に入れてください。

残ったガスの排出方法は、日本エアゾール協会(TEL 03-5207-9850、<https://www.aij.or.jp/>)、カセットボンベお客様センター(TEL 0120-14-9996、<https://www.jgka.or.jp/>)で確認してください。

【市で回収できない物】

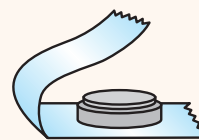
ボタン電池



ボタン電池

電池の表面にS R、P R、L Rの刻印があるボタン電池は、**市では回収していません。**

必ず**絶縁処理**をして回収協力店に置いてある**専用回収缶**に入れてください。回収協力店は(一社)電池工業会(ボタン電池回収推進センター)(TEL 0120-266-205、<http://www.botankaishu.jp/>)で確認してください。



セロハンテープ絶縁処理の例

その他のごみの分別は、ごみ分別アプリ「さんあ〜る®」をご利用ください。地域設定で「上尾市」を選択すると、品目ごとに50音順でごみの出し方が分かる「ごみ分別辞典」を利用することができます。





あげおの桜 季節到来

～ARで自宅にいながら、新しい生活様式でお花見を～

広報広聴課 TEL775-4918・FAX776-8873

春の足音とともに、桜の便りが届く季節が到来します。ことしは、新型コロナウイルスの感染拡大により例年どおりのお花見は難しい状況です。

今回は、場所も時間も選ばず、密も気にしないでお花見を楽しんでいただけるようにAR(現実の世界に写真などを重ね合わせる技術)を取り入れました。桜の写真や地図にスマートフォンをかざすと桜の画像が見られるので、下記の「ARの利用方法」を参照の上、ARで上尾の桜をお楽しみください。

ARの
利用
方法



アップストア グーグルプレイ ココアル
①AppStoreまたはGooglePlayで「COCOAR」をインストール

※左の二次元バーコードからでもインストールできます。

②アプリを起動後、右のマークのある画像にスマートフォンをかざしてください。



6 十連寺 所 今泉 156



8 ゆりが丘公園 所 向山 4-15



2 上尾丸山公園 所 平方 3326

「上尾さくらまつり」については 23 ページ参照

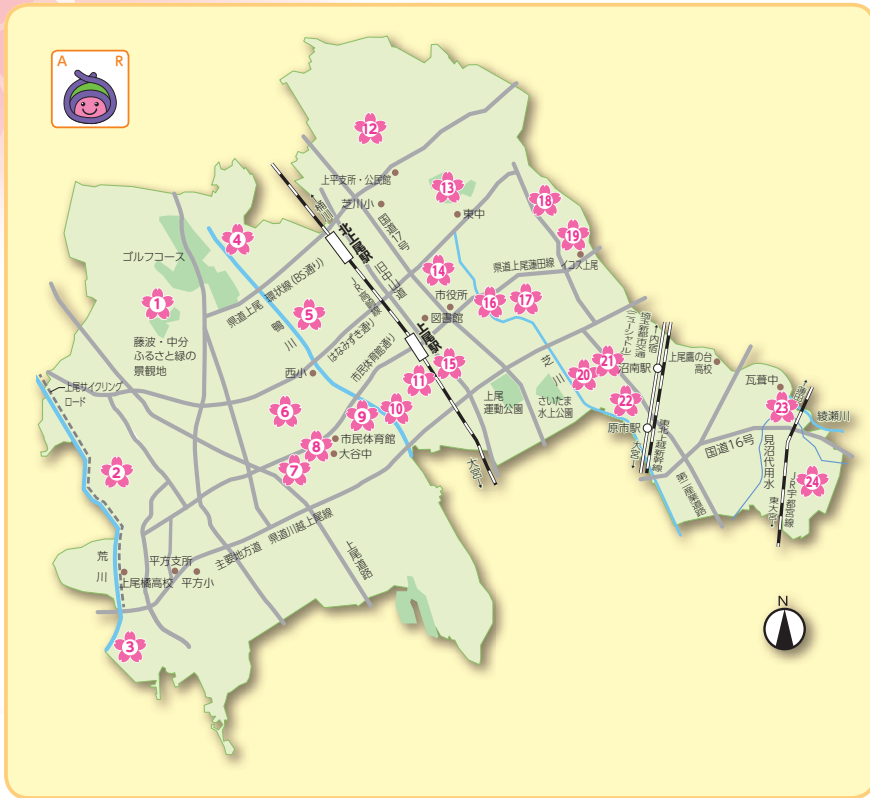
おすすめ桜スポット

西

- 1 東榮寺
- 2 上尾丸山公園
- 3 荒川さくら堤
- 4 鴨川中央公園
- 5 浅間台大公園
- 6 十連寺
- 7 六建ニュータウン
- 8 ゆりが丘公園
- 9 神明神社
- 10 富士見親水公園
- 11 谷津観音

東

- 12 氷川神社(上)
- 13 上平公園
- 14 児童館アッピーランド周辺
- 15 氷川鍬神社
- 16 文化センター
- 17 氷川神社
- 18 密蔵院
- 19 平塚公園
- 20 放光院
- 21 妙巖寺
- 22 相頓寺
- 23 見沼代用水周辺
- 24 稲荷神社



21 妙巖寺 所 原市 975



16 文化センター 所 ニツ宮 750



13 上平公園 所 菅谷 16

時とき 所ところ 内内容 対対象
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
問問い合わせ



文化センター・
コミュニティセンター・
イコス上尾のホールの
抽選予約期間が変更

市民協働推進課
TEL 775-14539
FAX 775-10007

4月1日(木)から左表の施設ホールの抽選予約期間が12カ月前から可能になります。これに伴い、11月から令和4年4月までの予約を、4月1日8時30分から開始します。施設の予約は、各施設にお問い合わせください。

【施設の予約に関する問い合わせ】

施設名	電話・ファクス
文化センター	TEL 774-2951 FAX 774-2955
コミュニティセンター	TEL 775-0866 FAX 775-0868
イコス上尾	TEL 772-1611 FAX 772-1614

文化センターの
指定管理者が変更

市民協働推進課
TEL 775-14539
FAX 775-10007

文化センターは指定管理期間の満了に伴う公募・選定を行った結果、指定管理者が変更になりました。新しい指定管理者は、あげお文化創造

上尾市パートナーシップ宣誓制度を開始

人権男女共同参画課
TEL 775-5117・FAX 778-5112

■上尾市パートナーシップ宣誓制度

「上尾市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、一人一人が人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、3月16日(火)から「上尾市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。☑双方またはいずれか一方が、性的少数者である者2人が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って協力することを約束した宣誓書を提出し、市がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度 ※法律上の効果が生じるものではありません。☑次の①～④の全てに該当する人①成年に達している②市内に住所を有している(市内への転入を予定している場合も含む)③配偶者(事実婚を含む)がいないこと、または他の人とパートナーシップの関係がない④互いに近親者でない ※詳しくは、人権男女共同参画課にお問い合わせください。



啓発ロゴマーク



■性の多様性

性とは身体的な性別だけではありません。性を表す場合には大きく分けて次の四つの指標があります。

- (1) **身体の性(出生時・戸籍上の性)** / 生物学的な特徴から判断される性
 - (2) **心の性** / その人が自認する性
 - (3) **好きになる性(性的指向)** / 「誰を好きになるか」「誰と一緒に生きていきたいか」 ※「性的嗜好=性的な趣味」とは異なります。
 - (4) **表現する性** / 振る舞いや服装などから社会的に判断される性
- これらの指標の組み合わせで、多様な性が表現されます。またそれぞれの指標は「男性」と「女性」の2通りだけではなく、グラデーションのようになっています。

LGBT

LGBTとは、下記の言葉の頭文字から作られた性の多様性を総称する言葉の1つです。

Lesbian(女性の同性愛者)、Gay(男性の同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(戸籍上の性と自認する性が一致しない人)

他にも性のあり方にはQuestioning(心の性や好きになる性がどちらでもない・決めたくない)、Asexual(他者に性的魅力などを抱かない)などがあり、性の多様性を総称する言葉には、他にも「LGBTQ+」などの言葉もあります。

カミングアウト・アウティング

自身の性のあり方を、自分の意思で相手に打ち明けることを「カミングアウト」といいます。一方、個人の性のあり方について、本人の同意を得ずに他人に知らせてしまうことは「アウティング」といい、当事者の人権を著しく侵害する行為です。

自分の意思で打ち明ける「カミングアウト」は、打ち明けた相手を信頼している証です。打ち明けてくれた人の家族や友人に対してであっても、本人の意思を確認せずに「アウティング」してはいけません。

パートナーズ(代表団体/株)埼玉新聞社、構成団体(株)サイオー)となります。※事前の予約などは引き継がれるため、手続きは不要です。指定管理期間は4月1日(休)〜令和8年3月31日の5年間です。

社会資本総合整備計画による事後評価結果の公表

市街地整備課 ☎77517913
☎77519872

上尾都市計画事業大谷北部第一・第四土地区画整理事業を対象とした社会資本総合整備計画について、このたび事後評価を実施しましたので、その結果を公表します。【事後評価結果の閲覧】3月1日(月)〜(土)(祝を除く)【閲覧場所】市街地整備課、大谷北部第二土地区画整理事務所(今泉19-1)、大谷北部第四土地区画整理事務所(吉丁目北17-1)※市ホームページにも掲載します。

下水道事業の負担区等の決定に関する公告

下水道施設課 ☎77519372
☎77219050

上尾都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により、下水道事

業計画変更に係る拡大区域とした領家地区(大字領家の一部)と地頭方地区(大字地頭方、大字吉丁目と大字堤崎の各一部)について負担区などの決定に関して公告します。☎4月1日(休)8時30分〜 所下水道施設課(上尾村1157) ※市ホームページにも掲載します。☎負担区決定、負担区別の事業費と単位負担金額の予定額の決定(領家地区、地頭方地区)

バイクや軽自動車の廃車などの手続きは4月1日(木)までに

市民税課 ☎77515130
☎77519846

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税されます。4月1日までに廃車などの手続きをしてください。■原動機付自転車の廃車などの手続き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。※詳しくは、市民税課に問い合わせてください。

他市区町村のナンバープレート交換の手続き

転入した人で、上尾市のナンバー

プレートに変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で交換の手続きをしてください。■他市区町村のナンバープレートの廃車手続き(上尾市のナンバープレートへ変更しないものは、受け付けできません。※詳しくは、市民税課に問い合わせてください。

■125ccを超えるバイクや軽自動車(二輪・四輪)の手続き
次の手続き先に問い合わせてください。☎125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局☎051-5540-2026
軽自動車(二輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所☎050-3816-3110

事業者向け ワンストップ相談窓口

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の「悩み・課題・対策」に、専門家が何度でも無料で個別相談に応じます。☎時・☎下表のとおり 所プラザ22 申相談日の2日前(土日祝を除く)までに電話で商工課へ

専門家	とき	内容
中小企業診断士①	3/3~24の毎週(水)	9:30~16:30 (1回60分) 埼玉県感染防止対策協力金(飲食店対象)、売上回復、使える補助金などの経営全般※この会場で申請手続きはできません。
中小企業診断士②	3/4(木)	
PRプランナー	3/11(木)	
ウェブ解析士	3/18(木)・25(木)	9:00~16:00 (1回50分) 雇用調整助成金、休業支援金・給付金など※この会場で申請手続きはできません。
社会保険労務士	毎週(金)	9:00~16:00 (1回25分) 埼玉県感染防止対策協力金(飲食店対象)、制度融資、資金繰りなどの経営全般※この会場で申請手続きはできません。
商工会議所 経営指導員	毎週(火)	

※いずれも12:00~13:00は除きます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けている事業者向けの支援策は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

☎とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課 077555127

077618872

次の①～⑤に該当する65歳以上の
人第1号被保険者は、保険料の納
付方法を確認してください。

- ① 65歳になった／特別徴収(年金天引き)になるまでの間、納付書または口座振替で納めてください。
 - ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度の保険料は納付書または口座振替で納めてください。翌年度からは、年金天引きになります。
 - ③ 転出・死亡した／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください。介護保険料額変更通知書を送付しますので、確認して納めてください。
 - ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／納付書または口座振替で納めてください。
 - ⑤ 年金天引きになっているが修正申告などで保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書または口座振替で納めてください。
- ※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書または口座振替での納付になります。

■未納が続くと利用料の支払い方法が変更

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料が納められていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の(1)～(3)に変更になる場合があります。

- (1) 滞納状態で1年経過した／利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取るようになります。
 - (2) 滞納状態で1年6カ月経過した／利用料の自己負担額が10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお納付されない場合は、一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。
 - (3) 時効のため納付できなくなった／利用料の自己負担額が3割または4割になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。
- 納付が困難な場合は早めに相談を
特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。

保険年金課

0782-6471・0775-9827

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。※手続きの場所など詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した 勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	前年の所得が分かる物 健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの物であれば1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物は2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票など) ※外国籍の人は併せて在留カードとパスポートが必要です。 ※死亡に関する手続きは、死亡者のマイナンバーが分かる物は不要です。
	子どもが生まれた	国保保険証、母子健康手帳、世帯主の預(貯)金通帳、領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
その他	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
	住所・世帯主・氏名が変わった 世帯を分離、または合併した 保険証をなくした、または破損した	国保保険証	

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は資格取得日にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただく場合があります。

市長通信



震災から10年に想う

2011年3月11日の東日本大震災の発生から10年を迎えます。震災直後、私は、生まれ故郷である岩手県陸前高田市に駆けつけました。

思い出の街並みは、津波によってすべて流され、大切な友人も失いました。

被災された皆様と同様、深い悲しみは決して消えることなく今でも脳裏から離れません。

この10年の間、被災地では復興に向けた懸命な努力が重ねられてきました。上尾市でも、行政だけでなく自治会、NPOの皆様のご尽力で、陸前高田市と福島県本宮市に対して、ニーズに応じた人的・物的支援が実施されてきました。

こうした取り組みの結果、被災地では、10年の復興・創生期間を経て、新たな街づくりが着実に進んでいます。

一方、上尾市では、いつ起こるとも限らない災害に対し、過去の教訓を踏まえ、実践的な訓練を実施しています。本市においても一昨年の令和元年東日本台風による被害が生じたことから、今回



陸前高田市での救助活動(2011年3月) 訓練の様子(2021年2月7日)



は水害想定での「災害対策本部設置運営訓練」を2月7日に実施いたしました。

訓練では専門家の協力のもと、大規模な台風に伴う水害被害に備えた体制確認、市民や関係機関からの問い合わせ対応、被害状況の把握、情報の収集と共有、市民への周知などの訓練を行いました。災害対策本部では、寄せられる多くの情報を正確に聞き取り、重要度の判断を瞬時に行う必要があります。あらゆるケースを想定しながら、冷静な対応を心掛けることが大切だと改めて実感したところです。

2月13日の夜半には、10年前を思い起こさせる大きな余震もありました。

訓練は繰り返し行うことにより身に付きます。今回の訓練をしっかりと検証し、市民の皆様の大切な生命・財産を守るため、さらなる防災力の強化に努めてまいります。

市長 富士山 稔

県内初!

県営屋内50mプールを上尾市に!

~~~~~ 誘致に向けて要望活動実施中 ~~~~~



～スポーツ科学拠点施設とは～

これまで市では、多種多様なスポーツ施設が集積するさいたま水上公園周辺エリアが、市民の皆さんのスポーツと健康づくりの場や、四季を問わず多くの県民、アスリートが来場する賑わいの場となるよう、県営屋内50mプールの誘致の実現に向けた要望活動を県に対して積極的に行ってきました。

県では、屋内50mプールの建設に合わせて、スポーツ科学拠点施設を一体的に整備することを検討しています。スポーツ科学拠点施設は、スポーツ知見に基づいた安全で効果的なトレーニングや栄養指導などのアスリート支援、市民・県民の皆さんの年齢や体力に応じた適切な運動支援など、競技力向上と健康増進につながる設備・機能を有した施設です。

これらの施設が一体的に整備されることにより、水

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎775-6608

泳競技での利用にとどまらず、さまざまな競技において測定と分析、それに基づく実践的トレーニングが可能となります。

中でもプールは、水の負荷を利用したトレーニングやクールダウンなどにも利用できるため、さまざまな競技において幅広く活用することができます。

さいたま水上公園周辺エリアに、この両施設が整備されることで、名実ともに県の総合スポーツ拠点が誕生することになります。

市や地域での賑わいが創出されるばかりではなく、市民の皆さんが心身ともにより健康で活気あふれる豊かな街づくりへとつながるものと考えます。

市としては、誘致の実現に向けて活動を行っていきます。

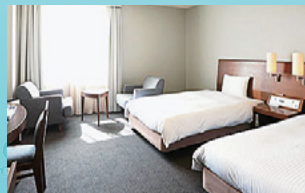
【県が検討中の主な施設】



アリーナイメージ



研修室イメージ



宿泊施設イメージ

※写真/屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備事業有識者会議報告書より



# 埋蔵文化財の取り扱い

生涯学習課 ☎775-9496 ・ ☎776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、旧石器時代から縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代を経て、中世までのわが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。

市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地（遺構・遺物が埋まっている地域＝遺跡）があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合は、「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。また、「あげおガイドアピマップ」(<https://www2.wagmap.jp/ag-eocity>)でも包蔵地の確認ができます。

## ■文化財保護法の対象

- ①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき
- ②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき
- ③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき



埋蔵文化財発掘調査

## 高額医療・高額介護合算療養費の支給

保険年金課 国保給付担当 ☎782-6481  
 (高齢者医療担当) ☎775-5125  
 高齢介護課 給付適正担当 ☎775-9827  
 ☎775-6473  
 ☎776-8872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保

険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。※市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、支給の対象になる人には3月以降(予定)に申請書を送付します。※住所変更や他の医療保険に異動した場合などは、送付できないことがあります。 **申**

# 大谷小学校前のスクールゾーン

## 規制時間の追加

学校保健課

☎775-9683 ・ ☎775-5633

大谷小学校正門前の道路の安全確保のため、3月15日(月)から午後の時間帯を追加し、下記の指定時間帯でスクールゾーン規制が行われます。規制時間内に通行できる車両は、上尾警察署の許可を受けた車両や緊急自動車などに限ります。既に通行許可証を受けている人は、追加時間も通行できます。通行許可証の取得方法は、上尾警察署(☎・☎773-0110)に問い合わせてください。

### 【3月15日以降の規制指定時間】

7時30分～8時30分、15～16時(土)(日)(祝を除く)

【指定区間】



申請書、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)、または直接各支所・出張所へ

## 自動車燃料費助成金支給制度

障害福祉課 ☎775-5122  
 ☎776-8872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は、上・

下半期年2回)。今年度の窓口受け付けは、3月31日(水)まで(当日消印有効)です。【必要書類】①申請書(障害福祉課にある。市ホームページからダウンロードも可)②今年度の助成対象月から3月31日までの領収書(市内の給油所に限る)③車検証(郵送の場合は写しを添付) **☎**直接または郵送で障害福祉課(〒362-8501本町3-1-1)へ



## 国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827  
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

### ①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

| 届け出事由                      | 手続き内容                      | 届け出先                                                               | 必要な物                                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社や官公庁などに就職した              | 第2号被保険者資格の取得               | 勤務先                                                                | 勤務先に問い合わせ                                                                                                 |
| 配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者への種別変更              | 配偶者の勤務先                                                            | 配偶者の勤務先に問い合わせ                                                                                             |
| 氏名が変わった                    | 住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要 |                                                                    |                                                                                                           |
| 上尾市に転入した                   | 住所変更                       | 保険年金課                                                              | マイナンバーの分かる物                                                                                               |
| 上尾市から転出した                  |                            | 転出先の市区町村                                                           | 転出先の市区町村に問い合わせ                                                                                            |
| 上尾市内で転居した                  | 住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要 |                                                                    |                                                                                                           |
| 海外に転出する                    | 国民年金をやめる                   | 保険年金課                                                              | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>・協力者がいない場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印 |
|                            | 任意加入                       |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印                                                                           |
| 受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい   | 任意加入(60歳以上65歳未満)           | 金融機関、大宮年金事務所                                                       | 年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印                                                                                         |
| 口座振替を開始・停止・変更する            | 口座振替納付(変更)申出書を提出           |                                                                    | 年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印                                                                                         |
| クレジットカード納付を開始・停止・変更する      | クレジットカード納付(変更)申出書を提出       | 大宮年金事務所                                                            | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、クレジットカード                                                                               |
| 納付書を紛失した                   | 納付書再交付                     |                                                                    | 大宮年金事務所に問い合わせ                                                                                             |
| 年金手帳を紛失した                  | 年金手帳再交付                    | 保険年金課                                                              | 本人確認ができる物<br>※急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせてください。                                                                   |
| 保険料を納めるのが困難                | 学生以外/免除申請                  |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物<br>※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。                                                |
|                            | 学生/学生納付特例申請                |                                                                    | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、学生証または在学証明書                                                                            |
| 妊娠・出産した                    | 産前産後免除該当届を提出               | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、母子手帳など出産(予定)日と親子関係の分かる物<br>※出産予定日の6カ月前から提出可能です。 |                                                                                                           |

### ②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

| 届け出事由                              | 手続き内容        | 届け出先    | 必要な物                                      |
|------------------------------------|--------------|---------|-------------------------------------------|
| 勤務先を退職した                           | 第1号被保険者資格の取得 | 保険年金課   | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物 |
| 勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者資格の取得 | 配偶者の勤務先 | 配偶者の勤務先に問い合わせ                             |

### ③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

| 届け出事由                 | 手続き内容         | 届け出先  | 必要な物                                          |
|-----------------------|---------------|-------|-----------------------------------------------|
| 会社や官公庁などに就職した         | 第2号被保険者資格の取得  | 勤務先   | 勤務先に問い合わせ                                     |
| 配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した | 第1号被保険者への種別変更 | 保険年金課 | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物 |
| 配偶者の扶養から外れた           |               |       | 年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書                    |

※マイナンバーの分かる物とは、①マイナンバーカード、②住所や氏名などの記載事項に変更のない通知カード、③マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書です。マイナンバーカード以外の場合は、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

🕒 とき 📍 所 📄 内容 👤 対象 💰 費用・金額 📄 ※記載のないものは「無料」 👤 定員 📄 持ち物  
📄 申し込み 📄 ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 📄 問い合わせ



あなたの力を地域に  
活かしてみませんか

# 自治会・町内会・区会

市民協働推進課  
TEL775-4539・FAX775-0007



自治会・町内会・区会は、皆さんが住むそれぞれの地域で活動する住民自治組織です。各会では、住民同士のつながりを大切に、住み良い地域を目指して、さまざまな活動を行っています。ぜひ、自治会・町内会・区会に参加して、住み良い地域づくりにあなたの力を活かしてみませんか。

## 自主防災会の活動

災害が発生した際には、隣近所で助け合う「ご近助きんすけ」がとても大切です。各地域の自主防災会では、日頃から防災訓練を行い、災害時の情報収集方法や資機材・備蓄品などの確認をしています。

## 安心安全なまちづくり

地域の安全を守るため、街路灯の維持管理や児童の登下校時の防犯パトロールなどを実施しています。

## 市や地域の情報提供

回覧板を用いたり、地域内の各種団体と連携したりして、身近な地域の情報を提供しています。

### ■加入の問い合わせ

班長を通じて自治会・町内会・区会役員に確認するか、**下表**に問い合わせてください。

| 問い合わせ先 | 電話・ファクス                 | 問い合わせ先     | 電話・ファクス                 |
|--------|-------------------------|------------|-------------------------|
| 平方支所   | TEL725-2004・FAX780-1112 | 原市団地自治会    | TEL722-2481・FAX796-0287 |
| 原市支所   | TEL721-1604・FAX720-1113 | 尾山台団地自治会   | TEL・FAX721-3752         |
| 大石支所   | TEL725-1079・FAX780-1114 | 西上尾第一団地自治会 | TEL・FAX726-2067         |
| 上平支所   | TEL771-2315・FAX770-1102 | 西上尾第二団地自治会 | TEL726-0131・FAX726-1404 |
| 大谷支所   | TEL781-0121・FAX780-1113 |            |                         |

## 環境美化運動の推進

快適な生活環境を守るため、地域清掃やリサイクル活動を行っています。

## スポーツ・レクリエーション活動

夏祭りや運動会など、地域住民の交流を深める親睦行事や伝統行事を催しています。

## 地域の支え合い

地域での社会福祉活動や各種募金活動に協力、子育て支援や敬老会の開催など、幅広い世代が交流を深めながら地域を支えています。



## マイナポイントの申込期限が延長に

行政経営課 TEL775-3963・FAX776-8873

キャッシュレスでチャージまたは買い物をする、決済額の25%分のポイントがもらえるマイナポイント制度の申込期限が9月30日(木)まで延長されました(3月31日(木)までにマイナンバーカードの交付申請をした人に限る)。

市ではマイナポイントの予約と申し込みができる「マイナポイント予約・申込支援ブース」を設置しています。TEL(月)～(土)8時30分～17時(閉庁日と3月20日(祝)を除く) 市役所1階市民ホール 利用者用電子証明書を搭載したマイナンバーカード ※利用したいキャッシュレス決済事業者が指定する決済サービスIDとセキュリティコードが必要です。



上限 **5,000** 円※  
相当のポイントを付与 **25%** 付与率

※マイナポイントを予約・申し込みの上、キャッシュレス決済サービスで2万円のチャージまたは買い物をする必要があります。



電子申請・届出サービスのご利用を

IT推進課 ☎77551133  
FAX77519921

☎77551133  
FAX77519921

パソコンやスマートフォンからインターネットで「電子申請・届出サービス」に接続して、自宅でも引

越しに伴う水道の手続きや自動車税(種別割住所変更届などの申請手続き)ができます。電子申請・届出サービスは、共通トップページから利用

できます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎01200461

緊急医療情報キットの配布



警防課 ☎775-1312・☎775-2230  
障害福祉課 ☎775-5122・☎776-8872  
高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

65歳以上の人や障害のある人、健康に不安がある人が安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは、自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を、筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に限ります。※家族が複数人の場合は、全員分の医療情報シートを1つの容器に入れてください。☎・☎☎下表のとおり☎必要書類を用意して直接、各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所へ ※本人確認ができれば、代理人による申請も可能です。

| 対象        | 持ち物                      | 問い合わせ     |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 65歳以上の人   | 自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物 | 警防課・高齢介護課 |
| 障害のある人    | 障害者手帳                    | 障害福祉課     |
| 健康に不安がある人 | 自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物 | 警防課       |

市民税・県民税の申告期限を延長

市民税課 ☎77551311  
FAX77519846

☎77551311  
FAX77519846

【申告期限】4月15日(木) 所市民税課 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

119・☎06-645513268・☎help-shinsei-saitama@kantian.com(平日9時~17時)へ問い合わせください。



テレビ埼玉にてフルバージョンで放映中!



高齢介護課 ☎775-4190・☎776-8872

アップー元気体操のフルバージョン(18分間)がテレビ埼玉で放送中です。

新型コロナウイルスの感染状況は依然として予断を許さない状況が続いており、自宅で過ごす時間も多いかと思います。体を動かすことは、ウイルスに対する免疫力を高めることにもつながります。ぜひテレビを見ながら一緒に体操に取り組んでみてください。 ※市ホームページでも見られますので併せてご覧ください。 ※市役所の情報公開コーナーでDVD(500円)の販売もしています。

■アップー元気体操とは…?

「転倒予防を目指した筋力トレーニング」「柔軟性・バランス能力の向上」を目指した介護予防体操です。座ったままでもできるので、体力に自信のない人も安心してできる体操です。

■アップー元気体操の効果は…?

参加者の多くは、バランス能力や筋力をおおむね70代まで維持することができており、体操を継続している効果も実際に数値に表れています。アップー元気体操の活動年数が長くなるほど、効果も高まっています。

■放送時間

- ①毎週(水) 9時30分~9時50分
  - ②毎週(日) 8時~8時20分
- ※3月31日(水)まで放送します。



市ホームページ





地域密着、  
身近な話題を  
体験取材!

まちかど

特派員だより

## 戸崎へ行く！

令和元年6月、戸崎公園がオープンしました。18ホールのパークゴルフ(有料)が楽しめる公園です。他にも子ども広場、1周600mのジョギングコース、多目的広場など、ご年配からお孫さんまで三代で楽しめる場となっています。全てがピカピカの新しい公園ができていて、驚きました。

戸崎地区は市の南端にあるので、JR宮原駅、JR日進駅を利用する人がほとんどです。地域全体が市街化調整区域になっている、緑がとて豊かな地区です。地区の活性化のための「まちづくり協議会」の役員、長澤不二夫さんと秋山隆さんに話を伺いました。



ポピーの妖精



ポピー祭り



野菜の直売 戸崎の大根

「戸崎公園から花の丘農林公苑に向かう途中に浅間神社があり、今でも毎年7月の第1(日)に初山が厳かに行われています。また、戸崎の畑からは朝夕なみに富士山を見ることができ、関東の富士見百景に登録され、地域が富士山に見守られていることを誇りにも感じて暮らしています」

「5月には戸崎の信号交差点付近にて、同協議会が主催で休耕地を活用したポピー祭りを開催しています。600坪の土地には、5月中旬に花が咲くように10月半ばに種まきを行います。祭り当日は、ポピーの切り花を無料で配ったり、戸崎産の野菜を直売したりし

ます。JAさいたま女性部が「一から炊き上げる赤飯や田舎饅頭も人気です」と魅力を語ります。赤飯や田舎饅頭作りには南中学校の生徒がボランティアで参加し、世代間の良いコミュニケーションの場にもなっているそうです。また、隣の田園では、子ども会の皆さんが田植えに挑戦しているそうです。

コロナ禍で運動不足の皆さん、戸崎のウォーキングマップ「戸崎の四季を巡る」を片手に、戸崎に出掛けてみませんか。同ウォーキングマップは市ホームページでも見ることができます。

大谷地区  
野原美智江さん



## 市民の情報交流スポット



### アッピーNET掲載団体募集

アッピーNETは市民の皆さんの交流の場として、催しなどへの参加者募集「おいでください」と、各団体のサークル会員募集「いきいきサークル」を掲載しています。観客を増やしたい・会員数を増やしたい団体は気軽に申し込んでください。申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



#### おいでください

■小説サークル・開校 3月21日(日)13:00～16:00、文化センター 定員13人 費1,000円・大学生以下無料 当日 山口 090-7249-3155 (20:00まで) **ひと言!** 小説の書き方、自分史の書き方。

■第16回合唱コンサート～春は歌から～ 3月28日(日)13:30～16:00、文化センター 費400円 当日 鈴木 773-7343 **ひと言!** ホールに春を!令和2年3月1日のチケットでも入場可。

#### いきいきサークル

●上尾将棋同好会 毎週(土)13:00～17:00、上尾公民館 費月額750円 秋元 725-2297(16:00以降) **ひと言!** 頭脳活性化のため将棋を指そう! 初心者歓迎。







生後1週間の夏歩ちゃん(2月に2歳となり、活発な女の子に成長)

「娘をはじめて抱っこできたのは、生後2カ月の時でした」。そう話すのは、「小さく産まれた子どもと家族の会」一步の代表を務める川満ひとみさん。  
川満さんは、妊娠26週で87%の次女・夏歩ちゃんを出産しました。手のひらサイズの夏歩ちゃんは自力で呼吸できないため、保育器から離れられず、退院まで4カ月半を要しました。  
「生まれて間もない時期は、まず『生きる』ことが目標だった」と話す川満さん。その現実と向き合うことや、長女を育てながら病院へ通うなど精神的にも体力的にもつらい日々が続きます。  
そんな日々を和らげてくれたのが、家族やママ友、そしてSNSを通じて出会った同じように千々未満児を出産したママたちでした。「一緒に頑張ってるから励まされたことで、前向きになれました」と川満さんは話します。  
「子どものためにできる事は何でもしたかったけれど、とにかく情報が無く、自力で動くしかなかった」そんな経験が

# スポットライト

～人・仲間～



かわみつ  
川満ひとみさん  
(西宮下在住)

## 一步一步小さいけれど着実に

### 小さい子どもと家族の大きな道しるべ

ら、当事者同士が早期からつながり、情報交換できる場所が必要だと考えるようになり、昨年1月に家族会を立ち上げます。その矢先に新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインでの交流会を余儀なくされますが、結果的に出産直後の人や、県外の人、さらには海外の同じ境遇で頑張っている人ともつながっていきます。  
交流会では、ある程度テーマを設けた上で、現在の近況や今不安に思っていることなどを自由に話し合っているそうです。その中で、暗い表情で参加したママが明るくなっていく姿などを見ると、「産後間もないタイミングから関われることは、ママが前向きに子どもと向き合うためにはすごく大切」と感じるそうです。  
今後の目標は「毎月の交流会を続けながら、小さい子どもの事を知ってもらうため発信を続けていくこと」と話し、同じ境遇のママたちには「一人で悩まず、医療や福祉、家族会を頼っていただき一緒に子育てしていけたら」とエールを送ります。  
一步一步着実に進み、輪を広げている「小さく産まれた子どもと家族の会」一步は、これから歩みの異なる小さい赤ちゃんや家族に寄り添って大きな道しるべとなってくれることでしょう。

当事者や家族会を応援してくれる人を募集しています。  
家族の会「一步」LINE →



## 読者の声

「クイズ アッピーを探そう！」(2ページ参照)で寄せられた『広報あげお』への感想・意見を紹介します。今月は2月号です。

⇒ 広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873 ※内容は一部要約しています。

### 表紙 鬼は外! 福は内! “全集中”で鬼退治

- 表紙の豆まきがよかった。(10代未満・男性)
- 表紙の鬼退治、子どもたちが微笑ましくて元気が出ます。(50代・女性)

豆まきは無病息災の祈願が込められているといわれています。新型コロナウイルスが早く終息してほしいですね。



### 市政ニュース「上尾の摘田・畑作用具」が国指定文化財に

- 市政ニュースの中の上尾市初「上尾の摘田・畑作用具」が国指定文化財にを興味深く拝読いたしました。(80代・女性)
- 広報で詳しく知ることができました。うれしいニュースですね。(60代・男性)

上尾市初の国重要有形民俗文化財に答申されました。3月中旬に正式に指定される予定ですので、続報をお待ちください。パネル展も開催します(23ページ参照)。



『広報あげお』は、読者の皆さんの感想を参考にし、より良い誌面作りを目指しています。これからも皆さんの感想をお寄せください。







未来へ  
すくすく!

## わが家の アイドル



元気いっぱい、優しいお姉ちゃん、のほのちゃん。お姉ちゃん大好き、食いしん坊のはるちゃん。2人仲良く大きくなってね!

汐田穂ノ果ちゃん 陽香ちゃん 宮本町  
H29.5.21生(3歳) R2.1.25生(1歳)

申し込み

市内に在住の未就学児の写真(画像データ可)に、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、保護者の一言、住所、電話番号を添えて、郵送(〒362-8501本町3-1-1)またはメール(☎s55000@city.ageo.lg.jp)で広報広聴課へ ※掲載は1人1回限り。写真は返却しません。



甘いん坊でおてんば娘の藍花! 家族みんな大好きだよ! 元気いっぱい育つてね!

古賀 藍花ちゃん 久保  
H30.11.26生(2歳)



たくさん発見やできた! がうれしい莉緒ちゃん。興味のあるものに何でも触れて、楽しい毎日を過ごしてほしいです。あなたの熱狂的ファンより。

倉田 莉緒ちゃん 柏座  
R1.9.2生(1歳)



ボール遊びが大好きなえなちゃん。いつもにぎやかな笑い声で家族を元気にしてくれて、ありがとっ! パパとママはえなちゃんの事が大好きだよ!

笠井 瑛菜ちゃん 小泉  
R1.11.29生(1歳)

小・中学生の皆さんの絵や工作、書、好きな本など、さまざまな作品を紹介します!



徳永 悠月さん (太平中1年)

学校生活を楽しくしています。

書

見て魅了! 私のモニターグラム



### 応募作品を大募集

『広報あげお』に自分の作品を載せてみませんか? 絵や工作、好きな本の紹介など自分の好きなもので応募してみよう!

市内に在住の小・中学生 【募集部門】①絵・工作・書・写真②俳句・標語(テーマ/学校)③作文(400字以内、テーマ/趣味や、夢中になっているもの)④好きな本の紹介 保護者を通じて、作品(①は撮影した電子データか写真プリント)、作品名(絵・工作・写真だけ)、作品のコメント(100字以内)、住所、氏名(ふりがな)、保護者氏名、電話番号、学校名、学年を直接か郵送、またはメールで広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1、☎s55000@city.ageo.lg.jp)へ ※①の現物は受け付けできません。

## 小学校給食レシピ 101



### チンゲンサイのおかか炒め 21品

●材料1人分 分量(2人)

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 炒め油..... 1                | 5 かつお節粉砕(炒る)..... 1 |
| 2 モヤシ..... 25               | 6 オイスターソース..... 0.5 |
| 3 ホンシメジ..... 10             | 7 食塩..... 0.2       |
| 4 チンゲンサイ(2等)に切り、茹でる..... 25 | 8 白こしょう..... 0.01   |

※分量は、給食(大量調理)で作る量です。家庭で調理する際は、適宜調整してください。

●作り方

- 鍋に油を熱し、モヤシ・ホンシメジ・チンゲンサイを炒める。
- 野菜に火が通ったら、かつお節を入れ、6~8で味を調える。

学校保健課 ☎775-9683・☎775-5633

# 暮らし

## 市民体育館の臨時休館

メンテナンスのため、4月12日(月)は休館します。 閏市民体育館 ☎781-8111・FAX781-8113

## 特別支援教育就学奨励費

市内小・中学校の特別支援学級などに通う児童生徒の保護者に、子どもの学用品費や給食費などの一部(通級指導教室に通う児童生徒の保護者には、通学費だけ)を支給します(所得制限あり)。対象者には、通学している小・中学校から書類を配布します。 ☎ 次の①〜③のいずれかに該当

## 次回の税などの納付期限 3月31日(水)

◇し尿汲取手数料  
.....第6期(12~1月分)

便利で確実な口座振替をご利用ください。

納税課 ☎775-5135

する児童生徒の保護者①市内小・中学校の特別支援学級に通っている②市内小・中学校の通常学級に在籍し、一定の障害に該当する③市内の通級指導教室に通っている 甲配

布された書類に必要事項を記入して、直接、通学している学校へ 閏学務課 ☎75-9604・FAX75-5633

## 外国人学校に通学している児童生徒の保護者に補助金を交付

☎市内内に在住し、公立義務教育諸学校に在籍せず、外国人学校に在籍する児童生徒の保護者 【補助金額】義務教育小學校に相当する学齢期の児童1人につき月額3千円、義務教育中学校に相当する学齢期の生徒1人につき月額5千円 甲申請書・学校の在学証明書(学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、4月1日(水)〜30日(金)に直接または郵送30日消印有効で学務課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※外国人学校とは、学校教育法の規定に基づき認可

を受けた各種学校のうち、法に定める義務教育相当年齢の、主に日本国籍を有しない児童生徒を教育する学校です。 閏学務課 ☎75-9604・FAX75-5633

## 1人暮らし(単身)高齢者調査

65歳以上の1人暮らしの高齢者世帯の実態を把握し、緊急時の援助や福祉支援の基礎資料にするため、4月以降に家庭訪問または電話、郵送で調査を行います。普段の生活で心配なことなどがある人は、地域を担当する民生委員・児童委員に気軽に相談してください。また、担当の民生委員・児童委員が不明または欠員の場合は、高齢介護課に相談してください。 閏高齢介護課 ☎75-4190・FAX76-8872

## ひとり親家庭の小学5・6年生、中学生向けの学習支援事業

ひとり親家庭の小学5・6年生、中学生向けに学習支援教室を開催します。 ☎次の

## 不動産鑑定士による不動産の無料相談会

②のいずれにも該当するひとり親家庭の小学5・6年生、中学生①児童扶養手当全部支給・一部支給世帯②有料の学習塾・家庭教師・通信教育などを利用していない ※対象の世帯には案内書を郵送します。 閏子ども支援課 ☎75-6819・FAX74-5342



☎4月10日(土)10~16時 所さいたま浦和会場/浦和コミュニティセンター(さいたま市浦和区東高砂町11-1) 川越会場/東上パールビルディング(川越市脇田本町15-13) ☎ 不動産鑑定士による不動産価格などの相談 閩県不動産鑑定士協会 ☎79-6000

## あげお観光情報

市観光協会 ☎775-5917・FAX775-5024

## 感謝やお祝いの気持ちを込めて花や緑の贈り物を ~バラとグリーン月間!!~

入学、入社、卒業、退職などの節目に感謝やお祝いの気持ちを込めて、市観光協会推奨土産品の、バラの花束やグリーンの寄せ植えを贈りませんか。

時3月2日(火)~ 内①バラの花束/3,000円以上の希望の金額②グリーンの寄せ植え/3種類(500・1,000・1,500円) ※②は無くなり次第終了です。



あげお お土産・観光センター 所宮本町3-2 A-GEOタウン2階 ☎780-2266 営業時間:10:30~18:30(月定休)

あげお お土産・観光センター 検索



ツイッター・Instagramも更新中! #上尾市観光協会

市観光協会ホームページ



## 奨学金の貸し付け

学習意欲がありながら、経済的理由により修学困難な生徒や学生に奨学金を貸し付けます。

④ 次の①～⑤の全てに該当する人①市内に1年以上居住し、市税を完納している世帯の子ども②学力優良・品行方正で、出身(在学)学校長の推薦がある③学資の支出が困難④連帯保証人がいる⑤他の奨学金を受けていない

【貸付額・世帯の上限所得の目安】下表のとおり【返済方法】四半期ごとの20回割賦返済(卒業後6カ月据え置き後開始、無利子) ①申請書 ②推薦書 ③申請者調書 ④住民票(申請者の世帯全員、本籍と続柄が記載された物、写し可) ⑤連帯保証人が市内に居住していない人の場合は、連帯保証人の収入状況を証する書類(所得証明書、源泉徴収票など)と住民票(個人、本籍が記載された物、写し可)を用意して、4月1日(木)～15日(木)に直接、教育総務課へ ※①～③は教育総務課にありま

ンロードも可)。所得状況、成績などを審査します。

| 区分                                       | 貸付額(貸付期間)       | 世帯構成                 | 上限所得の目安 |
|------------------------------------------|-----------------|----------------------|---------|
| 高校(特別支援学校を含む)・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程 | 月額1万円(正規の修業期間内) | 両親と中学生(対象者)の3人世帯     | 600万円程度 |
|                                          |                 | 両親と中学生(対象者)、小学生の4人世帯 | 770万円程度 |
| 大学・短大・専修学校専門課程                           | 月額2万円(正規の修業期間内) | 両親と高校生(対象者)の3人世帯     | 550万円程度 |
|                                          |                 | 両親と高校生(対象者)、中学生の4人世帯 | 740万円程度 |

※予算の範囲内で貸し付けます。学校教育法に規定されていない各種学校は対象外です。 ※所得とは税法上の総所得金額です。

## 令和2年度埼玉県特定(産業別)最低賃金

県内で事業を営む使用者と、その事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、特定の産業で事業を営む使用者と、その事業場で働く18歳未満の人などを除く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」は左表のとおりです。 ※埼玉県最低賃金よりも特定(産業別)最低賃金が優先されます。

| 埼玉県最低賃金                           | 時間額(円) | 改正発効日     |
|-----------------------------------|--------|-----------|
|                                   | 928    | 令和2年10月1日 |
| 特定(産業別)最低賃金                       | 時間額(円) | 改正発効日     |
| 非鉄金属製造業                           | 948    | 令和2年12月1日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 954    |           |
| 輸送用機械器具製造業                        | 966    |           |
| 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業             | 963    |           |
| 自動車小売業                            | 962    |           |

## けんかつグリーンスクール (おさらい教室)

広告

- 対象 小学4年生～6年生(上尾市、桶川市、蓮田市及び伊奈町在住) ※保護者による送迎が必要です。
  - 教科 国語・算数
  - 定員 各教室10名まで ※定員になり次第締め切り
  - 受付日 随時受付
  - 時間 17時30分～19時00分(90分)
- | 学年 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
|----|-----|-----|-----|
| 曜日 | 火・木 | 水・金 | 火・金 |
- 費用 授業料(月謝):週1回コース/3,000円  
週2回コース/6,000円  
教材費等:3,000円/半期、保険料:300円/年度
  - 場所 埼玉県県民活動総合センター(伊奈町内宿台6-26)
  - ◆教室の見学は随時受け付けております。お気軽にお問合せください。

新年度  
生徒募集!!

### ◆スクールの特徴◆

教員経験のあるシルバー人材センターの会員が、豊富な経験と知識を活かして、地域の子供たちの学習を親切丁寧にサポートします。学校のおさらいがメインなので、苦手科目の克服や学習の習慣づけに最適です。

授業の不安、  
解決します。



### <申込み・問合せ> 公益財団法人いきいき埼玉 (就業企画担当)

電話または来館 TEL 048-728-7841/FAX 048-728-2130  
受付時間:9時～17時15分(土日・祝日・施設休館日を除く)  
E-mail: syugyo@kenkatsu.or.jp

※『広報あげお』掲載の広告は、あくまでも営業広告であり、市として推薦、公認、販売促進などを行っているものではなく、内容について市が責任を負うものではありません。

動物健康応援団



## ペットの春先の病気予防

生活環境課 ☎775-6940・☎775-9872

年々、暖くなるのが早くなり、それに伴いペットの各種予防を早く始める必要があります。

マダニは、春先の涼しい季節から活発に活動します。昨年も3月に上尾市内で、マダニに寄生された犬が確認されました。マダニは吸血による貧血や皮膚炎だけでなく、命を脅かす病気を媒介する危険性があります。犬が発症するバベシア症は、貧血や黄疸を引き起こし時には死に至ることもあります。また、猫が発症するヘモプラズマ症は、貧血、発熱、元気の消失などが認められます。最近では、人が死亡したニュースがさまざまなメディアで取り上げられた、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)ウイルスもマダニが媒介する感染症です。室内で飼われているペットでも散歩などでマダニが寄生することがあります。

ノミは、犬猫だけではなく人にも寄生し、吸血による皮膚炎を引き起こすことがあります。繁殖力が強く、気温13度以上であれば冬でも活動できるので、通年の対策が推奨されています。

蚊が媒介するフィラリア(犬糸状虫)は、犬の心臓や肺動脈に寄生する病気です。多数のフィラリアが感染すると食欲や元気がなくなり、咳や腹水・貧血などの症状が現れ、適切な治療をしないと命に関わることもあります。フィラリアは猫にも感染しますが、無症状のことが多く、飼い主も気付かぬまま突然死することもあります。また、人への感染も認められています。

マダニ・ノミ・フィラリアには、さまざまなタイプの予防薬がありますので、動物病院で相談してください。

4~6月は、狂犬病予防注射月間です。狂犬病は発症すると人も犬もほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。世界では、年間5万人以上が狂犬病で死亡しています。あなたの愛犬とみんなの命を守るため、愛犬の狂犬病予防注射は毎年必ず受けましょう。

～上尾伊奈獣医師協会～

防災行政無線のチャイム放送

防災行政無線のチャイム放送は、日没を目安に次の時間に放送します。【放送月/時間】3・4・8・9月/17時、5~7月/18時、10~2月/16時 国危機管理防災課☎775-5140・☎775-9927、広報広聴課☎775-4918・☎775-8873

3月1~7日は春季全国火災予防運動

「その火事を防ごうあなたに金メダル」を統一標語に、春季全国火災予防運動を実施します。火災が発生しやすい時期が続くため、火の元、火の取り扱いには十分注意しましょう。また、住宅用火災警報器を設置し、万が一の火災に備えましょう。

市消防本部では、火災予防運動期間中に防災行政無線や消防車両による広報活動を実施する他、一般家庭を対象とした市消防職員による住宅防火診断や住宅用火災警報器の取り付けサポートなどを実施します。※詳しくは市ホームページを確認、または予防課にお問い合わせください。☎775-2230

ピカピカのお家で過ごしましょう! 広告

外壁塗装専門店佐藤塗装の春の塗り替えを市民セミナー開催

日時 2021年3月6日土 & 3月13日土  
両日 10時受付/10時30開始 13時受付/13時30開始

会場 上尾市文化センター 3/6 ▶304集会室 〒362-0017 埼玉県上尾市二ツ宮750 3/13 ▶305集会室

外壁塗装 株式会社 佐藤塗装 上尾市緑ヶ丘1-1-44 無料通話 0120-119-929

感染症対策にご協力を

3密の回避、マスクの着用、手洗い、小まめな換気などで、新型コロナウイルスなどの感染症を予防しましょう

庭木 1本から承ります! 広告

営業時間 9:00 ~ 17:00

見積無料

- 庭木1本より明瞭料金
- 土日でもOKです
- トイレはお借りしません
- お茶はご遠慮します

生垣の剪定 幅1m×高さ2m 通常2,000円を 先着10名のみ(税別) 1,000円!

株式会社ガーデンエクスプレス

御用の方はお電話にてご連絡ください 本社受付センター 048-652-2855

上尾支店/上尾市大谷本郷 339-21-201 埼玉支店/さいたま市北区本郷町 1576



## 3月1～7日は 建築物防災週間

建築物に関する防災知識の普及や防災対策の推進を目的に、年2回「建築物防災週間」を定めています。この期間中、不特定多数の人が利用する施設などの建築物を点検します。また、建築基準法では、建築物・建築設備・昇降機の維持管理状況の報告を義務付けています。報告の対象や調査方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。**☎** 建築安全課 ☎75-8490・☎75-9906



## 令和3年度固定資産課税 台帳などの閲覧・縦覧

令和3年度は固定資産税や都市計画税の算定の基礎になる土地と家屋の評価額を見直す評価替えの年です。これは、3年ごとに見直すこととされ、土地と家屋の価格変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。

① 固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧 固定資産の評価額や課税標準額などを確認できます。 ※借地人、借家人は、借りている土地と家屋だけです。 **☎** 納税義務者、市内に在任の納税義務者と同一世帯の親族、納税義務者からの委任状を持っている人 **☎** 本人確認ができる物

② 固定資産税路線価図の公開 4月1日～  
③ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 納税者の皆さんが市内に所有している土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較できます。 **☎** 4月1日～5月31日 **☎** 納税者、市内に在任の納税者と同世帯の親族、納税者からの委任状を持っている人 **☎** 本人確認ができる物

④ 共通 固定資産税課税(受付時間) 8時30分～17時  
固定資産税課 ☎75-15133・☎75-9846

## 飼い主としてのマナーを

生活環境課 ☎775-6940・☎775-9872

ペットを飼うときのマナーを守らない飼い主に対する苦情が多く寄せられています。飼い主は次の点に注意し、ペットとの暮らしを楽しみましょう。 トイレは散歩前に済ませる／ふんは必ず持ち帰り、オシッコは水で流す／犬は首輪・リードでつなぐ／愛情と責任を持ち、最後までペットを飼い続ける／狂犬病の予防接種は、必ず毎年受ける

### ■適正飼養啓発プレートの無償配布

飼養に関するマナーで困っている人に、「適正飼養啓発プレート(フン害防止用プレート/放し飼防止用プレート/捨て犬・捨て猫防止用プレート)」を無償で配布しています。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

### ■マイクロチップの装着を

マイクロチップを装着しておけば、飼い犬や飼い猫が行方不明になったり、地震などの災害で飼い主と離れ離れになったりしても、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。マイクロチップは一度体内に埋め込むと脱落や消失することがなく、安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使用されています。

なお、令和元年6月に改正動物愛護法が公布され、施行(3年以内)後は犬猫のマイクロチップ装着が犬猫などの販売業者は義務、それ以外の犬猫の所有者は努力義務となりました。マイクロチップは動物病院で獣医師に装着してもらいます(装着費用は動物病院によって異なります)。装着する時期は、犬は生後2週齢、猫は生後4週齢からできるといわれていますが、個体差がありますので、獣医師に相談してください。

また、マイクロチップは装着しただけでは迷子になっても飼育者の情報は分かりません。装着時に登録申込書と専用封筒が渡されますので、必ずデータ登録の手続きを行ってください。鑑札・迷子札などの装着とともにマイクロチップの装着も考えてみませんか。



公益財団法人  
**青葉園**

〒331-0052  
さいたま市西区三橋5-1505

「墓地」購入は

**048-623-2111** まで

宗旨・宗派: 宗教不問です  
開園: 1952年(昭和27年) 墓地経営許可: 埼玉県・32指令公衛収第1043号

緑豊かな  
公園墓地に  
お墓を  
持ちませんか

埼玉・東京に200式場以上のネットワーク

青葉園提携葬儀社



**青葉葬祭** 株式会社

安置室完備

家族葬対応

24時間365日受付

青葉メモリアルホール

〒331-0052

さいたま市西区三橋5-790-10



**0120-048-999**

# 情報発信ツールのご利用を

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

## ■メールマガジン

防災、子育てなどさまざまな生活情報を、メールマガジンで随時配信しています。登録方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。※パソコン(スマートフォン)用と携帯用があります。

| ジャンル      | 配信内容                         |
|-----------|------------------------------|
| あげお“ほっと”便 | お知らせや市政の最新情報など               |
| 安心・安全メール  | 児童・生徒に関わる不審者情報、全般的な防犯・防災情報など |
| 防災無線情報    | 防災行政無線の放送内容                  |
| 火災情報      | 市内で発生した火災に関する情報              |
| 選挙情報      | 選挙に関する情報                     |
| 子育てアップメール | 子育て支援に関する情報。子どもの健康やイベントの情報など |



※内容によっては、配信が深夜になる場合もあります。  
 ※あげお“ほっと”便のうち、携帯用の配信は3月31日(水)で終了します。

## ■市公式ソーシャルメディア (Twitter、Facebook、LINE)

イベント、子育て、防災など生活に役立つさまざまな情報を届けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ツイッター



フェイスブック



ライン



市ホームページ

## 県警察メールマガジン 犯罪情報官NEWSの ご登録を

県警察では、県民の皆さんが、地域の犯罪発生状況を踏まえた防犯対策ができるよう、県内で発生している子どもや女性を狙った不審者出没情報や重要凶悪事件、特殊詐欺の予兆電話などの情報をメールマガジンでお知らせしています。登録方法など詳しくは県警察ホームページをご覧ください。**岡上尾警察署**  
 ☎・☎773-0110



県警察  
ホームページ

## 交通安全動画

市交通安全母の会連合会では、交通事故防止を図るため、交通安全動画を制作しました。歩行者や自転車の交通事故の特徴や、交通ルールなどを寸劇で分かりやすく表現しています。市公式動画チャンネル「あげTube」で公開していますので、ぜひご覧ください。

また、同内容のDVDの貸し出しも行っています。**交通安全防犯課** ☎75-5138・☎775-6927



市ホームページ

## 困難を抱える若者の 家族グループ相談

困難を抱える若者の居場所「ルーム(こ)から」では、不登校、ひきこもりなどで悩む若者の家族が、同じ立場で気持ちを話せる相談会を実施します。**時**毎月第4(土)13~15時  
**所**文化センター **内**市内在住のおおむね30歳代までの若者の家族 **申**電話かアクセスまたはメールでさいたまユースサポートネットへ **問**さいたまユースサポートネット ☎829-7561・☎829-7563・☎satitama.yn@gmail.com、**子**ども・若者相談センター ☎783-4964・☎774-5342



## スポーツ・レクリエーション

**平塚ふれあいゲートボール大会**  
 3月18日(木)8時30分~12時(受け付け/8時10分)、雨天の場合は19日(金)に延期) **所**平塚ゲートボール場(平塚1-97) **内**ゲートボールを愛好する人(個人参加) **費**200円(当日集金) **問**市ゲートボール協会の高木 ☎773-4304



**埼玉アイスアリーナ 春休み短期スケート教室**  
 3月29日(月)・30日(火)9時~9時45分(全2回) **所**埼玉アイスアリーナ(日の出4-386) **内**スケートの基礎を習得し、安全に楽しく滑れる技術やバランス感覚を身に付ける **対**4歳児~中学生 **費**4千円(滑走料、貸靴代を含む) **定**100人(先着順) **申**3月1日(月)10時から電話で埼玉アイスアリーナへ **問**埼玉アイスアリーナ ☎773-3456

**時**とき **所**ところ **内**内容 **対**対象 **費**費用・金額 **定**定員 **持**持ち物  
**申**申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」  
**問**問い合わせ





# 募 集

## 国民健康保険証用封筒の広告

令和3年度に発送する国民健康保険証用の封筒に掲載する広告を募集します。掲載は審査の上、決定します。【掲載期間】6月～令和4年5月

【掲載場所】封筒裏面 【募集枠数】2枠 【規格】縦3.5×横9センチ、単色刷り(市の指定色)

【掲載料】5万円(1枠当たり) 【発送数】約4万通 ①申込書

(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、3月5日(金)～19日(土)(但しを除く)に直接、保険年金課へ ②保険年金課 ③72-6471・④77-9827

## 柔道・剣道教室生徒(初心者課程)

⑤4月～令和4年3月の毎週(水)金、柔道/18～19時 剣道/18時30分～19時30分 ⑥

市民体育館柔道場・剣道場 ⑦市内に在住の小・中学生

⑧入会費1,850円(体育館使用料として稽古日ごとに50円。その他、父母会費あり) ⑨(火)金、柔道/18～20時

⑩剣道/18時30分～20時30分に直接、市民体育館柔道場・剣道場へ ※初心者課程を修了した人は、錬成部で継続できます。 ⑪青少年課 ⑫77-2488・⑬77-2117

## シルバー人材センター入会説明会

シルバー人材センターでは、会員を募集しています。仲間や生きがいを見つけませんか。 ⑭①3月8日(月)・9日(火)、4月5日(月)・6日(火)のいずれも10時～、13時30分～⑮②3月10日(水)13時30分～

⑯①シルバー人材センターかみひら事務所(平塚30001) ⑰②シルバー人材センター大谷本郷事務所(大谷本郷921)

⑱市内に在住の健康で就業意欲のある原則60歳以上の人 ※⑲は女性だけです。 ⑳希望日の前日までに電話でシルバー人材センターへ ㉑シルバー人材センター ㉒77-15525・㉓77-1074

## 青少年相談員

①市内主催事業への協力、キャンプ・クリスマス会・サンデークラブでのゲーム指導など、児童の話し相手や遊び相手となり、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する青年ボランティア ②(任)

③令和4年3月31日(木)まで ④市内に在住・在勤・在学中で、青少年の健全育成に理解と関心がある18～36歳の人(高校生は除く) ⑤申込書(青少年課にある)に必要事項を記入し、縦4×横3センチの顔写真2枚を用意して直接、青少年課へ ⑥青少年課 ⑦77-2488・⑧77-2117

## 弾き語り野外ライブ出演者

⑨5月22日(土)にイコス上尾屋外ステージで開催する、弾き語り野外ライブの出演者を募集します。 ※ジャンルは問いません。ドラムは使用できません。カホン(ペルー発祥)の打楽器は使用できます。 ⑩市内に在住・在勤・在学のメンバーを含む個人と団体

## 市ホームページバナー広告

市ホームページの平成31年度の年間閲覧数約24万件

広報広聴課 ⑪775-4918・⑫776-8873

【掲載期間】4月1日～翌年3月31日で1カ月単位 【掲載場所】トップページ下段 【掲載料】月額20,000円(1区画当たり) ※掲載料は一括前納です。 【規格】①縦50×横160ピクセル②8キロバイト以内③JPEGまたはGIF形式 ※画像は各自作成してください。 ※掲載位置の指定はできません。 ⑬申請書(広報広聴課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、掲載開始希望日の1カ月前までに直接か郵送またはメールで広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1、⑭s55000@city.ageo.lg.jp)へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



## 催 し

## ボートレース戸田3月の開催日

収益金は、都市基盤の整備などに利用されます。 ⑰時3月1日(月)・2日(火)、7日(日)・12日(金)、16日(火)・21日(日)、30日(火)・31日(水) 【場外発売】3月1日・2日、7～12日、16日、21日、23日(火)・28日(日)、30日 ⑱岡崎玉真都市競艇組合 ⑲823-8711・⑳823-8709





一昨年のAGEBUNサマーライブ

AGEBUN  
スーパーライブ  
LAST GIG

時 3月13日(土)15時〜19時40分  
 所 文化センター 因 文化セン  
 ターライブ実行委員会が主催  
 する、市民アマチュアバンド  
 8組による最後のライブ 出  
 演「上尾ブルースプロジェクト」  
 「Eternal Love」キャッ  
 スルオブチャイルド「THE  
 CROWS」Crawling Snail  
 「ちよつと左下」田舎しず  
 か・のどか「南極II号」「ゲ  
 スト」中込隆 定250人(先着  
 順) ※新型コロナウイルス  
 の感染拡大防止のため座席の  
 間隔を空けて配席します。  
 因 文化センター 因 74-2955  
 1・因 74-2955

埼玉県生態系保護協会  
上尾支部の催し

あげおの秘境サクランウ咲く  
 里山で楽しい作業 時 3月7  
 日〜4月4日の毎週(日)9時〜  
 11時30分(小雨決行) 所 サク  
 ランウトラスト地(領家) 因  
 外来種除草などの管理作業  
 費 200円 因 飲み物、長靴、軍  
 手 因 各開催日の前日までに  
 電話で上尾支部の小川へ 因  
 小川 因 781-0887

荒川太郎右衛門地区  
自然再生協議会の催し  
荒川大自然ツアー

時 4月3日(土)9〜13時(雨天  
 の場合は、4月4日(日)9〜13  
 時に延期) 所 荒川太郎右衛  
 門自然再生地(桶川市、川島  
 町)、サクランウトラスト地  
 (領家)、三ツ又沼ピオトープ  
 (平方) 【集合】JR桶川駅西  
 口・9時 因 荒川沿いを散策  
 しながら、春の草花を紹介す  
 る 費 100円 定20人(先着順)  
 因 参加者全員の氏名・年齢・  
 住所・当日連絡の取れる電話  
 番号を記入して、3月18日(木  
 まで(必着)に郵送かファクス

上尾さくらまつり

時 3月24日(水)〜4月4日(日)  
 所 上尾丸山公園 因 JAさい  
 たま女性部の手作りまんじゅ  
 うなどの販売(3月27日(土)・  
 28日(日)9時30分〜) ※売り  
 切れ次第終了です。 ※中止  
 になる場合があります。  
 ■さくらフェア  
 時 3月27日(土)13〜18時 所 J  
 R上尾駅自由通路 因 市観光  
 協会推奨土産品などの販売

あげお応援グルメ  
テイクアウトフェア

※4月にも開催予定です。  
 因 市観光協会 因 75-5991  
 7・因 75-5024  
 時 3月20日(祝)・21日(日)・28日  
 (日)10時30分〜13時 所 JR上  
 尾駅自由通路 因 あげおグル  
 メサイト登録店による弁当な  
 どの販売 ※売り切れ次第終  
 了です。 因 市観光協会 因 75-  
 5917・因 75-5024

国重要有形民俗文化財指定答申記念  
「上尾の摘田・畑作用具」パネル展

生涯学習課 因 775-9496・因 776-2250

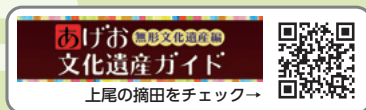
1月15日、国の文化審議会が市が所有する「上尾の摘田・畑作用具」を、国重要有形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申がなされました。市で初の国指定文化財となることを記念して、この文化財の魅力と上尾市の農業の歴史を紹介するパネル展を開催します。時 3月8日(月)〜17日(水)10〜17時(17日は12時まで) 所 市役所ギャラリー 因 「上尾の摘田・畑作用具」を解説するパネルの展示、再現映像「上尾の摘田」の放映



いっごししょう  
一斗五升ザルで種籾をまく田摘み(播種)



「上尾の摘田・畑作用具」の一部



時 とき 所 ところ 因 内容 対 対象 費 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定 定員 持 持ち物  
 申 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問 問い合わせ



おいでよ!  
**健康プラザわくわくランド**




〒西貝塚17-1 ☎783-1126・☎726-7657

**【開館時間】**10:00～21:00 ※営業時間は変更になる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。  
**【3月の休館日】**毎週水  
市内循環バス「ぐるっとくん」平方小敷谷循環・平方丸山公園線で「わくわくランド」下車

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、入館人数や施設の一部を制限しています。プールの教室は、当面の間中止します。詳しくは、電話またはホームページをご覧ください。  
●教室参加の人へ 教室の前後の館内利用は、入館人数を制限しているため、利用できない場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

**3月1日～4月15日**

全ての教室は、日程と時間が変更になることがあります。詳しくは、ホームページのスケジュールカレンダーで確認するか、電話で問い合わせてください。

**スタジオ** 高校生以上 費②⑨/300円、②⑨以外/500円  
運動する服装、室内靴など 教室実施日1週間前から直接 ※先着順です。キャンセルはできません。

- |                 |                     |      |
|-----------------|---------------------|------|
| ①エアロッチ          | 時 毎週(月) 10:30～11:30 | 定8人  |
| ②からだ整えバレエ体操     | 時 毎週(月) 11:45～12:25 | 定8人  |
| ③サルセッション        | 時 毎週(月) 12:45～13:45 | 定10人 |
| ④すっきりヨガ         | 時 毎週(火) 10:30～11:30 | 定13人 |
| ⑤ベリーダンス         | 時 毎週(火) 11:45～12:45 | 定10人 |
| ⑥クイックトレーニング     | 時 毎週(火) 19:00～20:00 | 定8人  |
| ⑦アッチャー&ピラティス    | 時 毎週(水) 10:30～11:30 | 定10人 |
| ⑧ストレッチ&骨盤コロコロ体操 | 時 毎週(水) 12:00～13:00 | 定10人 |
| ⑨スロートレーニング      | 時 毎週(水) 14:30～15:00 | 定8人  |
| ⑩癒しのヨガ          | 時 毎週(水) 15:30～16:30 | 定13人 |
| ⑪ストレッチヨガ        | 時 毎週(金) 11:00～12:00 | 定10人 |
| ⑫アロマリラックスヨガ     | 時 毎週(金) 12:20～13:20 | 定10人 |
| ⑬セルフコンディショニング   | 時 毎週(金) 19:00～20:00 | 定8人  |



学べる・遊べる  
**自然学習館**



〒畔吉178 ☎780-1030・☎726-7901



**自然学習教室**  
●生き物教室カブトムシの幼虫を育てよう  
時4月3日(土)・4日(日)10:00～12:00(雨天実施) ※参加はどちらか1日だけです。定各6人(先着順) ※小学生以下は保護者同伴です。 飼育ケース(10%ぐらいのもの) 【服装】活動しやすい服装、雨具(雨天時だけ) 3月1日(月)から電話で

**PICK UP 自然学習教室**

●タケの不思議を発見しよう  
時4月10日(土)・18日(日)9:30～12:00(雨天実施) ※参加はどちらか1日だけです。定各6人(先着順) ※小学生以下は保護者同伴です。 軍手、ビニール袋(20%ぐらいのもの) 【服装】汚れてもよい服装 3月1日(月)から電話で



**天文科学教室**

●エネルギーの移りかわり～太陽の恵み～  
時4月25日(日)13:30～15:00  
定6人(先着順) ※小学生以下は保護者同伴です。 筆記用具 3月1日(月)から電話で



●天体写真展  
時4月17日(土)～5月5日(祝)9:00～17:00

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自然観察会、太陽の観察会、天体観望会の開催については、自然学習館へ問い合わせてください。市内循環バス「ぐるっとくん」平方丸山公園線で「自然学習館」下車

**市役所ギャラリー**  
■上尾の摘田・畑作用具展  
ネル展 3月8日(月)～17日(水)  
10～17時(17日は12時まで)  
■楽仏像・木彫り作品展  
3月25日(木)～31日(水)10～18時  
(25日は13時から、31日は15時まで)

■第10回パッチワークP&Q  
作品展 3月26日(金)～31日(水)  
10～17時(31日は15時まで)  
■グループ絵画展 3月18日(木)～24日(水)10～17時(18日は13時から、24日は16時まで)  
■第3回上尾市まなびすと指導者バンク活動推進会議  
展(水墨画・洋画・書道・工芸・彫刻・写真・絵手紙・切り絵・押し花) 3月4日(木)～10日(水)10～18時(4日は13時から、10日は17時まで)  
■グループ絵画展 3月18日(木)～24日(水)10～17時(18日は13時から、24日は16時まで)

**市民ギャラリー**  
■第3回上尾市まなびすと指導者バンク活動推進会議  
展(水墨画・洋画・書道・工芸・彫刻・写真・絵手紙・切り絵・押し花) 3月4日(木)～10日(水)10～18時(4日は13時から、10日は17時まで)  
■グループ絵画展 3月18日(木)～24日(水)10～17時(18日は13時から、24日は16時まで)

**生涯学習課**  
☎775 19496  
☎776 22500

ギャラリー  
ガイド  
3月4日～31日



# 図書館へようこそ

上尾市図書館 所 上町 1-7-1 電話 773-8521・776-7330

3月

## Library Information

貸し出し 図書・雑誌 冊数無制限2週間まで  
CD・DVDなど 3点以内2週間まで

●本館  
【開館時間】 9:00~19:00  
【今月の休館日】  
1・8・15・22・29日いずれも(月)



※休館日・開館時間は図書館ホームページを確認するか、図書館本館へ問い合わせてください。

※場所の記載のない催しは本館です。

## 今月のTopics

Topics

### 「青少年(YY)コーナー」のご利用を



図書館本館2階に、一般書、児童書から独立した「YYコーナー」があります。主に10代の皆さんが楽しみ、学べる本を集めています。図書館ホームページで蔵書を検索して、チェックしてみませんか? ※大人も気軽に利用してください。

#### 【青少年図書予約ランキング(令和2年度)】

|   |                            |              |       |
|---|----------------------------|--------------|-------|
| 1 | なぜ僕らは働くのか                  | 池上 彰/監修      | 学研プラス |
| 2 | 鬼滅の刃 [1]<br>(JUMP J BOOKS) | 吾峠 呼世晴/[原] 著 | 集英社   |
| 3 | アーモンド                      | ソンウォンピョン/著   | 祥伝社   |

各展示の資料は、図書館ホームページ蔵書検索の「図書館おすすめから探す」に掲載しています。

### 児童室展示「おかし だいすき」

食べると何だか幸せな気持ちになれる「お菓子」。今回の児童室展示は、そんなお菓子が登場する本がテーマです。お菓子が出てくる話やお菓子の作り方、お菓子の形の小物の作り方など、さまざまな本を集めました。ステイホーム中に読んでみませんか。



### 月間予約ランキング

Ranking

令和3年1月

|   |                               |        |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 『心淋し川』 西條 奈加/著                | 集英社    |
| 2 | 『推し、燃ゆ』 宇佐見 りん/著              | 河出書房新社 |
| 3 | 『ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人』 東野 圭吾/著 | 光文社    |
| 4 | 『野良犬の値段』 百田 尚樹/著              | 幻冬舎    |
| 5 | 『今度生まれたら』 内館 牧子/著             | 講談社    |

### 子どもの読書活動支援センター

## あっぴい ぶっくる

子どもの読書活動支援センター 【開館時間】 10:00~16:30  
所 柏座4-3-8富士見小学校内 電話・ファクス 773-3711



あっぴいぶっくるのキャラクター「アッピー」

乳幼児・小学生の皆さん、イベントに参加するときは「読書パスポート」「えほんのきろく」を持ってきてね! スタンプを押すよ!

### 謎解きゲーム~火山噴火をくい止めよう~

読書パスポートの中の島の地図に、謎が書かれた立て札が現れた! その謎を解けないと島にある火山が爆発してしまいます。図書館にある本をヒントに、謎を解いて島を救ってください。 日 3月20日(祝)~4月11日(日)各館の開館時間 ※本館・上尾駅前分館は17時までです。 所 図書館全館 対 5歳児~中学生 ※謎が書かれた用紙は、各館にあります。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ



|        |                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3/15 月 | ア おみせやさんごっこ準備製作 10:00~11:00 園幼児                                                                                                                                                                |
| 16 火   | コ にこにこピョン 11:00~11:30 園市内在住の2歳児と保護者 園12組(先着順)<br>コ でんしゃで遊ぼう 14:00~15:00 園1歳以上の未就学児                                                                                                             |
| 17 水   | ア おみせやさんごっこ準備製作 10:00~11:00 園幼児<br>ア わんぱくひろば 11:10~11:50 園市内在住の3歳児以上と保護者 園8人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>モ 7か月からの赤ちゃんの日 ①9:20~10:20②10:30~11:30 園7~11カ月児 園各6組(先着順) 園直接または電話                         |
| 18 木   | ア よちよちひろば 10:30~11:30 園市内在住の0歳児と保護者 園10人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>コ がっきで遊ぼう 11:00~11:30 園未就園児 園12組(先着順)<br>コ バドミントン遊び 16:00~17:00 園小学3年生以上<br>モ はいはいたいむ 10:30~11:30 園1歳~1歳3カ月児 園6組(先着順) 園直接または電話 |
| 19 金   | ア なかよしひろば 11:00~11:30 園乳幼児                                                                                                                                                                     |
| 20 祝   | ア おはなし会 13:30~14:00 園乳幼児・小学生<br>ア OOで作る工作、造形の部屋 14:30~15:30 園小学生 園7人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>コ 体験トランポリン教室 10:20~11:40 園3歳児~小学生 園28人(先着順) 園10:05から整理券を配布                                         |
| 21 日   | コ わくわく工作 ①10:30~11:30②14:00~15:00 園市内在住の3歳児以上 園各6組(先着順)                                                                                                                                        |
| 22 月   | ア おみせやさんごっこ準備製作 10:00~11:00 園幼児<br>コ にこにこリズム 11:00~11:30 園1歳以上の未就学児 園20組(先着順)<br>コ カプラの日 16:00~17:00 園小学3年生以上                                                                                  |
| 23 火   | ア 幼児クラブ説明会 10:00~11:00 園平成29年4月2日~平成31年4月1日生まれの子どもと保護者 園3/5金から直接または電話<br>コ おはなしの城 11:00~11:30                                                                                                  |
| 24 水   | ア おみせやさんごっこ 14:30~15:30<br>モ みんなのおはなし 9:40~10:00 園・園・園27ページ参照<br>モ 0歳ひろば 13:30~16:10 園11カ月児まで 園直接または電話                                                                                         |
| 26 金   | ア リクエストなかよしひろば 11:00~11:30 園乳幼児<br>ア 球技大会 14:00~15:00 園小学生                                                                                                                                     |
| 27 土   | ア 体験トランポリン教室 9:35~12:00 園3歳児~小学生 園30人(先着順) 園当日先着順の整理券配布<br>ア おりがみひろば 14:00~15:00 園幼児・小学生<br>コ 昔遊び 14:00~14:45                                                                                  |
| 28 日   | コ 将棋教室 14:00~15:00 園市内在住の小学生以上 園12人(先着順) 園3/1月から直接または電話                                                                                                                                        |
| 29 月   | コ マンガ図書館 ①10:00~11:30②13:30~15:00 園小学3年生~高校生                                                                                                                                                   |
| 30 火   | ア 春休みバドミントン大会 15:30~17:30 園小学生<br>ア 昔あそびの日 15:30~17:30<br>コ マンガ図書館 ①10:00~11:30②13:30~15:00 園小学3年生~高校生                                                                                         |
| 31 水   | ア 春休み卓球大会 15:30~17:30 園小学生<br>コ マンガ図書館 ①10:00~11:30②13:30~15:00 園小学3年生~高校生                                                                                                                     |

|       |                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4/1 木 | ア すくすくひろば 10:30~11:30 園0~1歳6カ月児と保護者 園10人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>ア 春のアート展 14:00~15:00 園幼児・小学生 園20人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>コ ちびちゃんたちの美術あそび 10:30~11:30 園未就園児 園12組(先着順)<br>コ バドミントン遊び 16:00~17:00 園小学3年生以上 |
| 2 金   | ア なかよしひろば 11:00~11:30 園乳幼児<br>ア シャボン玉であそぼう 14:00~15:00 園幼児・小学生                                                                                                                                          |
| 3 土   | ア つくってあそぼう 14:00~15:00 園幼児・小学生<br>コ おはなし会 14:00~14:30                                                                                                                                                   |
| 4 日   | ア かがくあそび 14:00~15:00 園幼児・小学生<br>ア アップーランド 15:00~16:00 園小学生<br>コ こどもの城名作劇場 14:00~15:00                                                                                                                   |
| 5 月   | ア 春のペーパークラフト 14:00~15:00 園小学生 園15人(先着順) 園3/5金から直接または電話                                                                                                                                                  |
| 6 火   | ア のびのびひろば 10:30~11:10 園1歳児と保護者 園10人(先着順) 園3/5金から直接または電話<br>ア 昔あそびの日 15:30~17:30<br>コ おしゃべりサロン 11:00~11:30 園0歳児と保護者 園10組(先着順)                                                                            |
| 7 水   | ア やぎさん一座の手づくり紙芝居 11:00~11:30<br>モ 6か月までの赤ちゃんの日 ①9:20~10:20②10:30~11:30 園6カ月児まで 園各6組(先着順) 園直接または電話                                                                                                       |
| 8 木   | ア にこにこひろば 10:30~11:10 園2歳児と保護者 園10人(先着順) 園4/5月から直接または電話<br>モ ころころたいむ 10:30~11:30 園9~11カ月児 園6組(先着順) 園直接または電話                                                                                             |
| 9 金   | ア なかよしひろば 11:00~11:30 園乳幼児<br>モ ももっこ広場 10:00~11:00 園上平公民館 園1歳以上の未就学児 園20組(先着順) 園子育て支援センター                                                                                                               |
| 10 土  | ア ビデオ上映会 ①11:00~②14:00~ 園乳幼児~小学生<br>ア レクゲームの日 14:00~15:00 園小学生<br>コ 読み語りの城~読書パスポートにスタンプを押すよ!~ 11:00~11:30                                                                                               |
| 11 日  | ア にちようびのなかよしひろば 11:00~11:30 園乳幼児<br>ア ミニカーの部屋 14:00~16:00 園幼児・小学生<br>コ おもちゃの病院 14:00~15:00 園10人(先着順、1人1件)<br>コ カプラの日 14:00~15:00 園小学3年生以上                                                               |
| 12 月  | コ カプラの日 16:00~17:00 園小学3年生以上                                                                                                                                                                            |
| 13 火  | ア よちよちの部屋 10:00~11:00 園0~1歳6カ月児と保護者<br>ア 昔あそびの日 15:30~17:30<br>コ にこにこタッチ 11:00~11:30 園市内在住の1歳児と保護者 園12組(先着順)                                                                                            |
| 14 水  | モ みんなのおはなし 9:40~10:00 園・園27ページ参照                                                                                                                                                                        |



# みんなあつまれ いっしょにあそぼ!

緊急事態宣言中は閉館しています。  
ご理解とご協力をお願いします。



## 児童館 アッピーランド

児童館アッピーランドは子どもたちが集い、遊び、学ぶことを通して、子どもの心身の健全な成長をサポートする遊び場です。

### のぞいてみよう! アッピーランド 春休みバドミントン大会・春休み卓球大会

みんなで、体を動かしながら、春休みを楽しみましょう!

①春休みバドミントン大会 ㊟3月30日(火)15:30~17:30

②春休み卓球大会 ㊟3月31日(水)15:30~17:30  
【①②共通】㊟小学生



所 本町6-11-25  
☎ 779-7030 ㊟ 772-7972

開館時間 9:30~18:00

3月の休館日

16日(火)



アッピーランドの  
ホームページは  
こちらから

## 児童館 こどもの城

児童館こどもの城は子どもたちが集い、遊び、学ぶことを通して、子どもの心身の健全な成長をサポートする遊び場です。



### のぞいてみよう! こどもの城 ~春休み特別企画「マンガ図書館」~

冒険・スポーツ・友情などさまざまなジャンルのマンガ3,000冊以上の中から好みの作品を探して楽しもう。

㊟3月29日(月)~31日(水)10:00~11:30、13:30~15:00 ㊟小学3年生~高校生

所 今泉272

☎ 783-0888 ㊟ 781-4466

開館時間 10:00~18:00

3月の休館日

11日(水)、25日(水)



こどもの城の  
ホームページは  
こちらから

## 子育て支援センター ももっころム

0~3歳くらいの子子どもたちが保護者と一緒に自由に遊べるお部屋です。  
気軽に遊びに来てください。

### みんなのおはなし

いつもの遊びの時間の中で、紙芝居や絵本の読み聞かせ、手遊びなどを楽しめます。 ㊟①3月24日(水)②4月14日(水)9:40~10:00 ㊟1歳児以上(①だけ) ㊟各6組(先着順) ㊟直接または電話で子育て支援センターへ



所 春日2-20-3 ☎ 778-2008

㊟ 777-5804 ㊟ 乳幼児と保護者

開館日 (月)~(土) 9:00~16:30  
(12:00~13:00を除く)

●各講座の申し込み 3/5(金)9:00から  
直接または電話 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 地域で応援! 子育て拠点

0~3歳の子子どもと保護者を対象にした子育て支援拠点施設を毎月紹介します。



市内の子育て拠点の一覧はこちらからご覧ください。

## プラムほっとステーション(こどもの園プラムハウス)

家庭的な雰囲気の中で、室内のおもちゃや園庭の遊具を使って親子で遊びます。現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、月齢、時間を区切って各回4組(先着順)までに人数を制限しています。詳しくはホームページをご覧ください。

開館日 (火)(木)8:30~13:30

※開館日は変更になる場合があります。

※相談事業は緊急事態宣言中も行っていきます。

- 0歳児の日
- 1歳児の日
- 2・3歳児の日
- ① 8:30~9:30
- ② 9:45~10:45
- ③ 11:00~12:00
- ④ 12:15~13:15



所 西宮下1-16-1 ☎ 776-6771・㊟ 776-1717



# いっしょに健康づくり



健康増進課

東保健センター 〒362-0015 緑丘2-1-27  
(母子保健・予防接種) ☎774-1414・☎774-8188  
西保健センター 〒362-0074 春日2-10-33  
(成人・精神保健) ☎774-1411・☎776-7355

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、掲載内容について中止する場合があります。

## なくそう！ 望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。がんや脳卒中、虚血性心疾患、呼吸器疾患などのさまざまな病気のリスクが高くなり、さらには妊婦や赤ちゃんにも悪影響を及ぼすことが分かっています。

■受動喫煙対策

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に成立し、令和2年4月1日から全面施行となりました。これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わっています。

■改正健康増進法の趣旨

【三つの基本的な考え方】

- ①望まない受動喫煙をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

【施設のルール】

|        |                            |                   |
|--------|----------------------------|-------------------|
| 敷地内禁煙  | 学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など | 屋外に基準を満たす喫煙所が設置可能 |
| 原則屋内禁煙 | 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店など        | 喫煙専用室などが設置可能      |

※詳しくは、厚生労働省ホームページ(☎<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

## 埼玉県受動喫煙防止条例が施行

県健康長寿課 ☎830-3582

令和3年4月1日(木)から埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます。他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となる他、既存特定飲食提供施設(※)への喫煙可能室の設置は、健康増進法の要件に加え、従業員がいない場合または全ての従業員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基づく届出の他、条例に基づく届出を管轄保健所に提出してください。

※令和2年4月1日時点で既に営業している資本金または出資の総額が5,000万円以下、客席面積が100平方メートル以下の飲食店



県ホームページ

## 埼玉県コバトン健康マイレージ

参加者募集中

## 楽しく歩いて、健康になろう！

県コバトン健康マイレージ事務局 ☎0570-035810

埼玉県コバトン健康マイレージは、スマートフォンアプリや専用歩数計を使ってウォーキングを楽しく継続し、健康づくりを進めていく事業です。歩数などに応じて抽選に参加することができ、当選すると県から特産品などがもらえます。自分のペースでできるウォーキングから運動を始めてみませんか？  
 ①市内に在住の18歳以上の人  
 ②専用歩数計参加者/500人(先着順) ※送料(610円)がかかります。  
 ※スマートフォンアプリでの参加には定員はありません。 ※参加方法など詳しくは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

## 3月は自殺対策強化月間

市では、毎年30~40人が自殺で大切な命をなくしています。自殺に至るまでにはさまざまな困りごとを経験します。特に昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により、今まで経験したことのない状況に直面しています。困りごとがある時は、早めに誰かに相談しましょう。家族や所属先、友人など周囲の人に相談しにくい時は、保健センターや右記の相談窓口でも相談できます。

また、自殺に追い込まれる人は、何らかのサインを出しているといわれています。身近な人が「いつもと違う」と感じるときは声を掛け、本人の話に耳を傾け、相談先につないで、温かく見守りましょう。

【相談窓口】

- 上尾市ののちのオンライン相談窓口 (受付/毎日24時間、相談/平日 8:30~17:00)
- 県鴻巣保健所 ☎048-541-0249(平日8:30~17:00)
- こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556(毎日24時間)
- 埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343(毎日24時間)
- チャイルドライン 18さいまでの子どもがかかるでんわ ☎0120-99-7777(毎日16:00~21:00) ☎<https://childline.or.jp/>



市ホームページ

## 母子・成人・精神保健事業スケジュール

各事業についての詳細は『健康カレンダー』または市ホームページをご覧ください。『健康カレンダー』は東・西保健センター、市役所、各支所・出張所にも置いてあります。

### 母子保健 東保健センター



- **離乳食教室後期・完了期** 3月16日(火)10:30~12:00 函 令和2年4~6月生まれの子どもの保護者 費500円 定10組(先着順)
- **にこにこ健康相談会** 3月18日(木)9:00~10:00
- **フッ素塗布** 3月23日(火)13:15~14:00 函 西保健センター 函 1歳6カ月以上の未就学児 費1,430円
- **10か月児健康相談** 3月25日(木)9:00~10:00 函 令和2年5月生まれの子どもの保護者
- **オンラインマタニティサロン** 3月26日(金)14:00~15:00【要予約・3月18日(木)まで】 定6人程度(先着順)
- **離乳食教室初期** 4月13日(火)10:00~11:10【要予約】 函 4か月児健診を終了した子どもの保護者 費50円 定10組(先着順)
- **赤ちゃんとおっぱいタイム** 4月20日(火)10:00~11:30【要予約・4月6日(火)9:00から】 函 1か月児健診を終了した1~3月生まれの乳児と母親 定6組(先着順)
- **パパママ教室(土曜日コース)** 4月24日(土)9:30~12:00【要予約・4月7日(火)9:00から】 函 令和3年7~9月に出産予定の人

### 成人・精神保健 西保健センター



- **臨床心理士によるこころの悩み相談** 3月15日(月)13:30~16:00、3月23日(火)9:15~11:45【要予約】
- **統合失調症の家族サロン** 3月18日(木)13:30~15:00
- **からだ改善! キテ軽運動教室** 3月24日(水)13:30~15:00【要予約】 函 3月31日(火)の時点で40~69歳の運動制限のない人

## 平日夜間・休日診療

### 平日夜間診療

#### ●小児科/内科

「平日夜間及び休日急患診療所」で行っています。  
(緑丘2-1-27東保健センター3階、☎774-2661・☎772-1353)  
【診療日】月~金(祝を除く)  
【受付時間】20:00~21:30

### 休日診療

#### ●小児科/内科/外科

「平日夜間及び休日急患診療所」(上記参照)で行っています。  
【診療日】日・祝  
【受付時間】9:00~11:30、13:00~15:30

平日夜間及び休日急患診療所は、急患の人に急患の診療だけを行います。慢性疾患の診療やかかりつけ医などと同様の精密検査などには対応していません。また、投薬は最低日数分になります。

#### ●歯科

「北足立歯科医師会休日診療所」で行っています。  
(鴻巣市赤見台1-15-23、☎048-596-0275)

【診療日】日・祝

【診療時間】9:30~12:30

#### ●産科 3月当番医 【診療時間】9:00~12:00、13:00~16:00

|         |               |                     |
|---------|---------------|---------------------|
| 3/14・28 | 上尾中央総合病院      | ☎773-1111・☎773-7122 |
| 3/20    | ひらしま産婦人科      | ☎722-1103・☎722-1146 |
| 3/7・21  | ナヤマレディースクリニック | ☎771-0002・☎771-3922 |

※広報掲載の後、当番医の変更が生じる場合もあります。各新聞の埼玉版休日医欄も参考の上、受診してください。

### 埼玉県救急電話相談

急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときは気軽に電話してください。

【相談時間】毎日24時間

【電話番号】☎#7119または☎048-824-4199(ダイヤル回線、IP電話、PHSを利用する場合)

## 今月の健康

No.475

## 手足口病

手足口病は、子どもを中心に主に夏に流行する感染症で、口の中、手のひら、足の裏、足背などには水疱性の発疹が出現する病気です。ときには下腿や膝、臀部にも見られます。毎年の流行は6月初旬に始まり、7月下旬にピークを迎えます。原因となるウイルスはコクサッキーウイルスA16(CA16)やエンテロウイルス71(EV71)などが知られています。感染経路は飛沫感染、接触感染、糞口感染(便中に排出されたウイルスが口に入って感染)です。潜伏期は3~5日で、発熱を伴うこともありますが、高熱が続くことはまれです。口内痛のため飲食が困難になることもあります。多くは軽症で、数日のうちに自然治癒します。EV71による手足口病ではまれに髄膜炎や脳炎を合併することもあります。またCA16の治癒後に爪の脱落を伴うこともあります。感染者の便中からは比較的長期にウイルスが排出され、また不顕性感染(感染したが症状が出現しない)者も多く存在するため、託児施設などで感染者だけを長期に隔離しても感染の拡大を防ぐことは困難です。従って感染した子どもの保育所などへの登園は本人の体調で判断してよく、登園を禁止する必要はありません。このように手足口病は発症してもほとんど軽症で経過しますし、感染してはいけない特別な感染症ではありません。みんなが子どもの間に感染し、免疫をつけてきた病気です。特效薬はありませんが、通常は特別な治療は必要ありません。有効なワクチンはないため、感染予防には、手洗いと排泄物の処理をしっかり行うことが重要です。

上尾市医師会



# 4月の相談

Inquiry Counter

|                                                                     |                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>市民相談</b><br>相続、離婚相談など                                            | (出)回、29日祝を除く毎日<br>8:30~12:00<br>13:00~17:00                       |
| <b>弁護士相談</b> 事前予約<br>相続、離婚、契約、交通事故の示談・損害賠償、調停・訴訟手続きなど               | 14日(休)、16日(休)、28日(休)<br>10:00~12:00<br>13:00~15:00<br>(1回の相談は25分) |
| <b>司法書士相談</b> 事前予約<br>相続、遺言、離婚、不動産、会社の登記、少額の民事裁判、債務整理、成年後見手続きなど     | 1日(休)<br>13:00~15:30<br>(1回の相談は30分)                               |
| <b>税理士相談</b> 事前予約<br>相続、贈与、所得税、その他税金問題全般                            | 7日(休)<br>10:00~15:00<br>(1回の相談は35分)                               |
| <b>行政書士相談</b> 事前予約<br>相続、遺言、贈与、離婚協議、農地転用、建設・運送業許可申請、成年後見・会社設立の手続きなど | 20日(休)<br>13:00~16:00<br>(1回の相談は30分)                              |
| <b>不動産相談</b> 事前予約<br>不動産の売買・賃貸など                                    | 6日(休)<br>13:00~16:00<br>(1回の相談は25分)                               |
| <b>行政相談</b><br>国の行政事務についての要望や苦情                                     | 6日(休)<br>10:00~12:00                                              |
| <b>住宅増改築・修繕相談</b><br>住宅の増改築・修繕                                      | 9日(金)<br>13:00~15:00                                              |

**市民相談室**(市役所第三別館1階) ☎775-4643  
※事前予約は、各相談日の1カ月前から受け付けます。受け付け開始日が、(出)日祝などに当たる場合はその直前の平日になります。

|                                |                                             |
|--------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>暴力追放相談</b> 事前予約<br>暴力団対策の相談 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>8:30~12:00<br>13:00~17:00 |
|--------------------------------|---------------------------------------------|

**交通防犯課**(市役所4階) ☎775-5138 ☎775-9927

|                                                                     |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <b>女性のための相談</b> 事前予約<br>自分自身の生き方、夫や家族との関係、夫や恋人からの暴力などで悩んでいる女性のための相談 | 毎週(休)<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00<br>(1回の相談は50分) |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|

|                                                                       |                                      |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>女性のための法律相談</b> 事前予約<br>離婚、夫や恋人からの暴力など法律の問題で悩んでいる女性のための女性弁護士による法律相談 | 20日(休)<br>13:00~16:00<br>(1回の相談は30分) |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|

|                                                       |                                              |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>DV電話相談</b><br>配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談(性別不問) | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------|

**男女共同参画推進センター**(市役所第三別館1階)  
☎778-5110(相談専用電話) ☎778-5112

|                                                        |                                      |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>人権相談</b><br>差別、いじめ、ハラスメント、女性・子ども・性的少数者(LGBT)などの人権問題 | 28日(休)<br>10:00~12:00<br>13:00~15:00 |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|

**市役所7階大会議室**  
人権男女共同参画課 ☎775-5117 ☎778-5112

|                                                   |                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>外国人市民のための相談(ハローコーナー)</b><br>外国人市民の生活情報の提供や相談など | 市民相談室/5日(月)、12日(月)、19日(月)<br>501会議室/24日(出)<br>9:00~12:00<br>英語・スペイン語<br>13:00~16:00<br>中国語・スペイン語・ポルトガル語 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**市民相談室**(市役所第三別館1階)・**501会議室**(市役所5階)  
市民協働推進課 ☎775-4597 ☎775-0007

|                                                                              |                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>消費生活相談(事業者は除く)</b><br>架空請求(メール・郵送)、クーリング・オフ、契約トラブルなどの消費生活について個人の相談、多重債務相談 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|

**消費生活センター**(市役所別館(青少年センター)2階)  
☎775-0801 ☎776-4600

|                                           |                                             |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>心配ごと相談</b> 事前予約<br>家庭内の悩み事、社会的な問題、介護など | (出)回、29日祝を除く毎日<br>9:00~12:00<br>13:00~17:00 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|

**社会福祉協議会**(総合福祉センター内)  
☎773-7155 ☎772-8647

|                                |                                             |
|--------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>発達相談</b><br>子どもの発達の心配や育児の悩み | (出)回、29日祝を除く毎日<br>8:30~12:00<br>13:00~17:00 |
|--------------------------------|---------------------------------------------|

|                                                                |                                             |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>運動発達訓練・相談</b> 事前予約<br>運動機能の発達に不安や課題のある乳幼児の個別訓練・相談(小・中学生も対象) | (出)回、29日祝を除く毎日<br>8:30~12:00<br>13:00~17:00 |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|

|                                                                |                                             |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>言語発達訓練・相談</b> 事前予約<br>言葉の発達に不安や課題のある幼児の個別訓練・相談(おおむね3歳~未就学児) | (出)回、29日祝を除く毎日<br>8:30~12:00<br>13:00~17:00 |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|

**発達支援相談センター**(本町4-13-1 上尾保育所2階)  
☎776-6166 ☎776-6127

|                                   |                                              |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>家庭児童相談</b><br>18歳未満の子どもについての相談 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|

**家庭児童相談室**(発達支援相談センター内)  
☎776-6164 ☎776-6127

|                                                                          |                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>子ども・若者相談</b> 事前予約<br>①子育て相談(子育て全般、子どもの発達、虐待など) ②若者相談(ニート、ひきこもり、不登校など) | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00<br>(1回の相談は50分) |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|

**子ども・若者相談センター**(市役所5階)  
☎783-4964 ☎774-5342

|                                                |                                             |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>少年相談</b><br>青少年の悩み事(家庭・学校での問題、交友関係、非行など)の相談 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>9:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|

**少年愛護センター**(市役所別館(青少年センター)2階)  
☎0800-800-4188(フリーダイヤル)  
☎048-775-8718(携帯電話) ☎776-2117

|                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <b>いじめ相談</b><br>いじめに関する相談(電話) | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~17:00 |
|-------------------------------|-------------------------------|

**子ども・いじめホットライン・ホットメール**  
☎0120-556-290(フリーダイヤル)  
✉556soudan@city.ageo.lg.jp

|                                                  |                                              |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <b>就学相談</b> 事前予約<br>障害のある、または発達に不安のある幼児・児童・生徒の就学 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>10:00~12:00<br>13:00~17:00 |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------|

|                                                                |                  |
|----------------------------------------------------------------|------------------|
| <b>教育相談</b> 事前予約<br>不登校、子どもの性格・行動、知的発達、言葉について、学業など(電話・来所いづれも可) | (予約受け付けは16:30まで) |
|----------------------------------------------------------------|------------------|

**教育センター**(市役所別館(青少年センター)1階)  
☎776-7600 ☎776-7604

|                                         |                                      |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>内職相談</b><br>内職の相談・紹介、求人の受理、就業情報の提供など | 毎週(休)金<br>10:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|

**内職相談室**(JR上尾駅東口プラザ館5階ワークプラザあげお)  
☎773-3200

|                                                     |                              |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| <b>一般職業相談</b><br>若年者から高齢者までの職業相談・紹介、求人の受理、求人情報の提供など | (出)回、29日祝を除く毎日<br>9:00~17:00 |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|

**ふるさとハローワーク**  
(JR上尾駅東口プラザ館4階ワークプラザあげお)  
☎773-3500

|                                               |                                             |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <b>国民年金相談</b><br>※相談内容によっては年金事務所へ案内することもあります。 | (出)回、29日祝を除く毎日<br>9:00~12:00<br>13:00~16:00 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|

**保険年金課**(市役所1階) ☎775-5137 ☎775-9827



## 外国語情報コーナー

今月は「バイクや軽自動車の廃車などの手続きは4月1日(木)までに」(7ページ参照)と「国民年金こんなときは届け出を」(11ページ参照)です。 ※タイトル・内容は一部要約しています。 ※外国人市民のための相談(ハローコーナー)は30ページを見てください。

AGEO City  
official website



### English

英語

#### Procedures for discarding motorbikes and light cars

Light Car Tax is imposed on those who are registered as owners of cars and/or motorbikes as of April 1 every year. Note that, unless the proper procedures have been taken, the tax will be imposed, even if the vehicle is no longer in the registered owner's possession because it has been given away, scrapped or stolen. Also, if the owner has passed away or has moved out of Ageo, procedures for discarding need to be done as well. Please complete procedures by April 1 (Thu.). If you have moved into Ageo but have not changed to a license plate issued by Ageo City for your motorbike (125 cc or less), please come to Shiminzei-ka (2F of City Hall) to have a new license plate issued. \*Please contact the Saitama Transport Branch Office/Saitama Unyu-shikyoku (Tel 050-5540-2026) for motorbikes over 125 cc, and the Light Car Inspection Association's Saitama Office/Keijidousha Kensa Kyokai Saitama Jimusho (Tel 050-3816-3110) for light cars (three and four-wheel cars).

→ Shiminzei-ka Tel 775-5130 / Fax 775-9846

#### National Pension

All residents of Japan between 20 and 59 years of age are required to join the National Pension System. There are three types of status for the pension system; status is determined by your employment situation. When your status has changed because you started working, changed jobs, or got married, or when your address and/or family name have changed, you are requested to follow the necessary procedures as soon as possible.

→ Hoken-nenkin-ka Tel 775-5137 / Fax 775-9827

Omiya Nenkin Jimusho Tel 652-3399

#### For more information

Please contact Shimin-kyodo-suishin-ka (in English or Japanese) at 775-4597 (Fax 775-0007) or "Hello Corner" (counseling service for non-Japanese residents in English) held on the 1st, 2nd, 3rd, and 5th Mondays, as well as the 4th Saturday of every month, 9:00 a.m.~noon. Hello Corner publishes a monthly newsletter called "Hello Corner News" to inform non-Japanese residents of events in Ageo and tips on living in the city. It is posted on Ageo City website.

### Português

ポルトガル語

#### PROCEDIMENTO PARA SUCATEAMENTO DE VEICULOS LEVES E MOTOCICLETAS

Todos os proprietários de veículos leves terão seus impostos calculados na data de 1º de abril de todos os anos. Aqueles que se desfizeram de seus veículos por motivo de venda, doação, sucateamento ou roubo e não fizeram a atualização do registro junto às autoridades competentes terão seus impostos cobrados normalmente. Em caso de falecimento ou

mudança de endereço para outra cidade também é necessário fazer trâmite de atualização de registro. Providenciar a atualização até o dia 1º de abril, quinta-feira. Proprietários de motocicletas com menos de 125cc e que vieram a residir em Ageo, providenciar a mudança de endereço e placa da motocicleta junto ao setor de impostos (prefeitura de Ageo, 2º andar). \*Para atualização de registro de motocicletas acima de 125cc entrar em contato com a Associação de Transporte de Saitama (Saitama Unyu Shikyoku, tel. 050-5540-2026) e para veículos leves (3 ou 4 rodas) entrar em contato com a Associação de Inspeção de Veículos Leves Escritório Saitama (Kei Jidousha Kensa Kyokai Saitama Jimusho, Tel 050-3816-3110). → SHIMINZEI KA Tel 775-5130 Fax 775-9846

#### PENSÃO NACIONAL

Todas as pessoas residentes no Japão com idade entre 20 à 59 anos deverão se inscrever no Plano de Pensão Nacional. Dependendo de sua profissão e outros, o plano é dividido em 3 categorias. Caso haja mudança de sua categoria decorrente de início ou troca de emprego, casamento etc, ou mudança de endereço ou troca de sobrenome, faça o quanto antes os seus trâmites.

→ HOKEN-NENKIN-KA Tel 775-5137 / Fax 775-9827

Omiya Nenkin Jimusho (Escritório de Pensões) Tel 652-3399

#### Para maiores informações

Favor contactar Shimin-kyodo-suishin-Ka (inglês/japonês) Tel 775-4597 / Fax 775-0007 ou a "Hello Corner" (balcão de atendimento para residentes estrangeiros em português). Consultas na 1ª, 2ª, 3ª e 5ª segunda-feira e quarto sábado de cada mês, de 13h00~16h00. A Hello Corner também publica mensalmente o informativo "Hello Corner News" em língua estrangeira onde poderão ser encontrados informações gerais do cotidiano e eventos de nossa cidade. Ver o site da prefeitura de Ageo.

### Español

スペイン語

#### Trámite de desmantelamiento de vehículos ligeros y motocicletas

El impuesto sobre vehículos ligeros es el impuesto municipal cargado a dueños en el 1 de abril de cada año. Si usted no hace trámite necesario para deshacerse de su vehículo, tiene obligación de pagar dicho impuesto aunque no lo use debido a la concesión, robo o pérdida. En caso de que el titular del vehículo fallezca o se vaya de Ageo, no olvide hacer el trámite de desmantelamiento. Ese procedimiento debe efectuarse antes del jueves, 1 de abril. Los que se hayan mudado a Ageo y no hayan tenido la placa de Ageo en su motocicleta (125 cc o menos), también deben cambiarla por la de Ageo en la sección Shiminzei-ka (2º piso de la municipalidad). \*Acerca de la moto de 125cc y más, pregunte al Departamento de Transporte de Saitama / Saitama Unyu Shikyoku (Tel 050-5540-2026), y acerca de los vehículos ligeros con tres o cuatro ruedas, a la Asociación

de Inspección de Vehículos Ligeros, Suncursal de Saitama / Keijidousha Kensa Kyokai Saitama Jimusho (Tel 050-3816-3110) → Shiminzei-ka Tel : 775-5130 / Fax : 775-9846

#### Pensión Nacional de Japón

Todas las personas entre 20 y 59 años, independientemente de su nacionalidad, tienen la obligación de afiliarse en el sistema de la Pensión Nacional. Hay tres tipos en cuanto a la manera de afiliación según su estatus laboral. En caso de que haya algún cambio en su estado debido a que ha empezado a trabajar, ha cambiado de trabajo, se ha casado, o cuando ha cambiado de dirección y/o de nombre y apellidos, hay que hacer trámites necesarios tan pronto como posible.

→ Hoken nenkin-ka Tel : 775-5137 / Fax : 775-9827 Omiya Nenkin Jimusho Tel : 652-3399

#### Para más información

Sírvanse ponerse en contacto con Shiminkyodosuishin-Ka en japonés o en inglés (Tel 775-4597 / Fax 775-0007) o con "Hello Corner" (servicio de consulta para los residentes extranjeros en español) que tiene lugar el 1er, 2º, 3er y 5º lunes y también el 4º sábado de cada mes, de 9 a 16 horas (de 12 a 13 horas descanso). Hello Corner publica el boletín mensual "Hello Corner News" en español para los residentes extranjeros con el cual podrán obtener informaciones varias tales como eventos, informaciones útiles para la vida cotidiana. Se pone en la página web de la Ciudad de Ageo.

### 中文

中国語

#### 小型摩托车・摩托车・小型汽车的废车(废弃处理)手续

市役所于每年4月1日对登记的小型汽车征收。如果已经将车让他人,已经拆卸解体或被盗等不归您所有的情况下,请尽快办理相关手续以避免成为课税对象。所有者已经死亡或迁到市外时也必要办手续。请于4月1日(星期四)之前办手续。搬上尾市而未更换牌照的摩托车(125cc以下)所有者,请尽快到市民课办理拍照更换手续。

\*超过125cc以上的摩托车请到「埼玉運輸支局(埼玉運輸局)」(Tel 050-5540-2026),小型汽车(三・四轮)请到「軽自動車検査協会埼玉事務所(小型汽车检查协会埼玉事务所)」(Tel 050-3816-3110)询问。

→ 市民税課 Tel 775-5130/Fax 775-9846

#### 国民年金

居住在日本的20岁以上59岁者,都应该加入国民年金。按照职业等分类3种的加入方法。因就业・转业和结婚等变更加入种类或变更住址・姓名时请提出申报。

→ 保险年金課 Tel 775-5137/Fax 775-9827

大宮年金事務所 Tel 652-3399

#### 详细情况请在以下机关询问

市民协动推进课 电话775-4597(英语或日语) 传真 775-0007或外语咨询服务。第一・二・三・五周的星期一及第四周的星期六,下午1点~4点(汉语)。

「你好消息」(Hello Corner News)是上尾市外语咨询服务每月为外籍市民发行的月报。向您介绍在市内举行的各种活动及有关生活信息。「你好消息」还登载在上尾市网页上,您可以随时阅读。



3月7日(日)まで延長  
(2月16日現在)

# 緊急事態宣言発令中

3月7日まで、緊急事態宣言の期限が延長されています。新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐとともに皆さんの命を守るため、一層のご協力をお願いします。

また、引き続き、3密の回避、マスクの着用、手洗い、小まめな換気などに努めていただきますようお願いいたします。



新型コロナウイルス  
関連情報

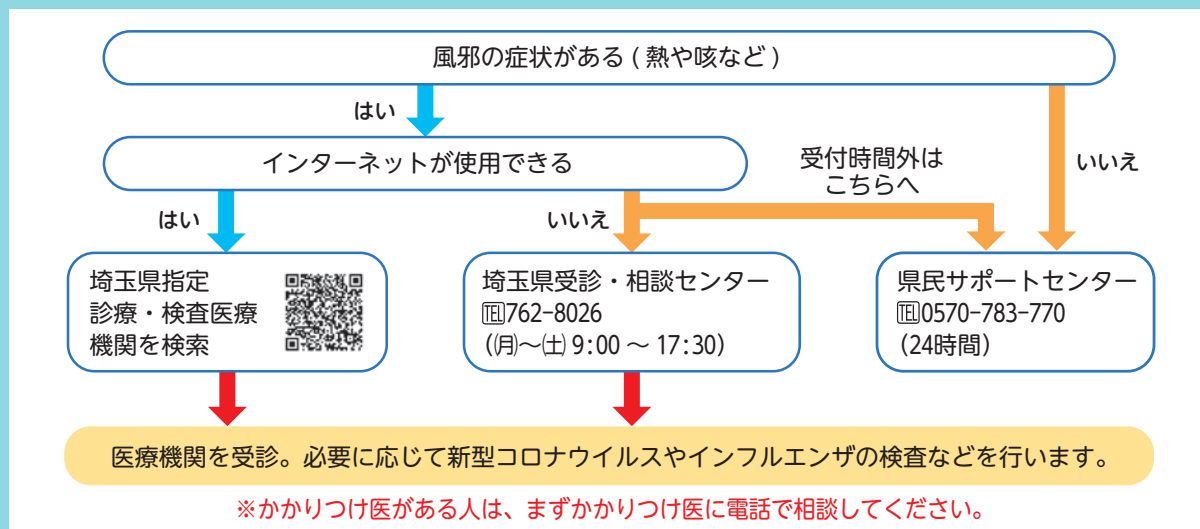
## 埼玉県における緊急事態措置等の内容

- 不要不急の外出自粛
- 飲食店の営業時間の短縮
- 催し物(イベントなど)の開催制限
- 事業者への要請(テレワーク・在宅勤務・時差出勤の徹底など)
- 県立学校における感染防止対策等の要請



## 発熱などの症状がある場合の受診方法

発熱など風邪の症状がある場合は、県ホームページなどで「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間などを確認し、必ず事前に予約をしてから受診してください。また、医療機関を受診する場合は、必ず検温し、マスクを着用する他、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。



◆上尾市のソーシャルメディアをご利用ください。

